

平成29年第4回笠松町議会定例会会議録（第2号）

平成29年12月14日笠松町議会定例会が笠松町役場議事堂に招集された。

1. 本定例会の応招議員及び不応招議員は、次のとおりである。

応招議員

議 長	2番	古 田 聖 人
副 議 長	4番	川 島 功 士
議 員	1番	竹 中 光 重
〃	3番	尾 関 俊 治
〃	5番	田 島 清 美
〃	6番	伏 屋 隆 男
〃	7番	岡 田 文 雄
〃	8番	安 田 敏 雄
〃	9番	船 橋 義 明
〃	10番	長 野 恒 美

不応招議員

な し

1. 本日の出席及び欠席議員は、次のとおりである。

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

な し

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町 長	広 江 正 明
副 町 長	川 部 時 文
教 育 長	宮 脇 恭 顯
監 査 委 員	小 林 正 明
総 務 部 長	岩 越 誠
企画環境経済部長	村 井 隆 文

住民福祉部長	服部 敦美
建設水道部長	田中 幸治
教育文化部長	足立 篤隆
会計管理者 兼会計課長	那波 哲也
総務課長	平岩 敬康
企画課長	山内 明
環境経済課長	伊藤 博臣
住民課長	赤塚 暢子
福祉子ども課長	花村 定行
建設課長	佐々木 正道
教育文化課長	天野 富三
学校給食センター所長	松本 好春

1. 本日の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	堀 仁志
書記	中野 妙子
主任	伊藤 博史
主事	富田 勝

1. 議事日程（第2号）

平成29年12月14日（木曜日） 午前10時開議

日程第1 一般質問

○議長（古田聖人君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおり定めました。

日程第1 一般質問

○議長（古田聖人君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順により、順次質問を許します。

6番 伏屋隆男議員。

○6番（伏屋隆男君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

今回は、岐阜大学との包括連携協定についてと、インフラ整備についての2つを質問させていただきます。

まず最初に、岐阜大学との包括連携協定であります。本年4月、笠松町が道徳のまちづくりをベースとしたまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、岐阜大学では、学び、究め、貢献する地域に溶け込む大学であるべきことの理念を持っていることから、両者の意向が合致することで地域の課題解決に向けた活動を行うなど、人材の育成や地域振興を推進していくため包括連携協定を締結いたしました。連携活動内容としては6項目を掲げて、随時、調査・研究が進められると思われま。

そこで町長に質問いたします。

まず最初に、今日まで約8カ月経過をいたしました。どのような連携活動を行っているのか、進捗状況を説明してください。

次に、笠松競馬場から排出する馬ふんの処理について、岐阜大学との包括連携協定を活用できないものか、提案させていただきます。

笠松競馬場から排出される馬ふんは、JAぎふで事業系一般廃棄物として肥料化を目的に処理いただいておりますが、一時期、処理できないことがあり、地域住民から岐阜市に苦情が行き、岐阜市から当該自治体で処理するのが相当であると言われ、笠松競馬場内に処理施設を設置して対処することとなったと聞きました。

農業関連では、自然界から出る肥料で作物をつくる、いわゆる有機栽培が食の安心・安全を提供できるものとして高く評価されておるところであります。しかしながら、農家では経費の面から、牛ふん、鶏ふんを使って、馬ふんは余り使われておりません。ところが、成分内容から見ると、馬ふんのほうが作物にとって有益であると提唱される学者もおられます。

そこで、来年秋までに笠松競馬場に馬ふん処理施設を設置し、肥料化を考えて処理されると

聞いておりますが、岐阜大学には農学部もあり、馬ふんを使ってよりすぐれた肥料、すなわち経費が少々高くなっても使いたいと思われるスーパー堆肥を研究していただくよう、連携活動として取り上げていただきたいと考えますが、町長の考え方を示してください。

笠松といえば笠松競馬場を思い浮かべるほど、全国では競馬場の認知度が高い状況にあります。そこでできたスーパー堆肥を全国の農家が使っていただければ、笠松の印象も非常に高くなりますし、笠松ブランドにもなると思います。また、馬ふんを使った商品としては、マッシュルームのようなキノコ類があるようですが、余り研究されておられませんので、今がチャンスと思われまことをつけ加えておきます。

次に、インフラ整備について質問させていただきます。

インフラ整備については、過去の議会で幾度となく提案させていただいておりますが、なかなか対処されておられません。昭和30年代、40年代に設置した側溝や道路のアスファルト化ですが、設置以降50年近く使用しているものも少なからずあります。橋については、国や県の指導もあり点検が義務づけられましたが、側溝や道路はその状況により対処するだけで義務化はありません。しかし、昨今のゲリラ豪雨に対処するには、到底、現状のままでは不可能で、家屋への浸水も懸念されるところであります。

今回の質問は、豪雨時における道路冠水についてをさせていただきます。

先日、西金池町の町内会長さんから連絡があり、現場を見せていただきました。また、先日の町政懇談会でも要望が提出されたと聞いております。それは、西金池町の県道177号線東側の道路ですが、豪雨時は言うに及ばず、長雨のときも約150メートルの道路が深さ20センチほど冠水するそうです。そこにある製造会社の倉庫前まで浸水し、会社では常に土のうを準備して対処しているとのこと。

こういう状況は今に始まったのではなく、何十年も前から、役場へも何度となく要望を提出しているにもかかわらず、一向に対処していただけないと言われております。こうした事態は、その地に住む住民にとって雨が降れば心配でなりません。

笠松は、常日ごろから安心して安全なまちづくりを目指し、快適な生活環境づくりの取り組みを進めていると言われております。

そこで、町長に質問いたします。西金池町を例にとりましたが、その他の地域でも同様の道路冠水が起きているのではないかと思います。先ほど述べましたように、町民の安心・安全を守ることが最優先課題と思えますし、それを何十年も対処していないことは行政の怠慢と言わざるを得ません。幸いにして、笠松町では1時間に100ミリのゲリラ豪雨がここ数年で1度、それも1時間で終わりましたので床上浸水までは至っておりませんが、これが線状降水帯により、数時間や1日降ることも視野に入れないと防災対策はできません。したがって、道路冠水がどうして起こるのか早期に調査し、来年度予算で対処すべきと思いますが、町長の考え

方を示してください。

次に、道路冠水とまではなっておりませんが、水たまりができる道路が多くあります。快適な生活環境には、まず水たまりができない道路に整備する、そのことこそ町民の安心につながるものと考えます。そこで、ある程度の量の降雨後に全町道を巡回調査し、水たまり状況を確認して、それを解消する計画を立案して対処いただきたいと考えますが、その中でも優先的に通学道路から始め、続いて一般道路へと進めていくよう提案しますが、町長の考え方を示してください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（古田聖人君） 6番 伏屋議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、伏屋議員さんからの質問にお答えしたいと思います。

まず第1点の岐阜大学との包括協定についての中で、まず進捗状況についてであります、私どもの笠松町と岐阜大学との包括連携協定というのは、これは多様な分野で包括的に緊密な協力関係を築いて、活力ある地域社会の形成と発展及び未来を担う人材育成に寄与することを目的として、本年の4月17日に締結をいたしました。

この協定書に掲げます連携協力の内容というのは、まず道徳のまちづくりに関することや、あるいは安全・安心なまちづくりに関すること、そして木曾川や馬などの観光資源を生かした魅力づくりに関することなど、約11の分野でこの協定に基づく連携活動の内容を岐阜大学と協議をして進めております。

この協定の締結後の連携の活動の進捗状況としましては、講演会への講師の派遣の依頼や、あるいは事業実施に伴う教授への各種の相談や、今申し上げた11の案件についての協議を随時行っており、協議後の具体的活動では、まずまちづくり研究会である「いいね・かさまつ」のパネリストでやっていただいたり、あるいは防災や青少年育成の講演会の講師として大学の先生方へ出席をしていただいたり、具体的な各種行政課題についても御相談をさせていただいております。

また、競馬場の馬ふんの問題について、これはこの協定を締結する前の一昨年に、既に笠松競馬場より応用生物学部の先生に相談をしている案件でもありますので、引き続き岐阜大学と町、そして競馬場とで連携を進めてまいりたいと思っております。

今後も、この具体的な連携事案が生じた際には、その都度、大学と連携を図り、地域の課題解決に向けた連携活動を進めてまいります。

その中で、岐阜大学と連携の中で堆肥化の研究やブランド化についての質問であります、現在のところ、競馬場から排出される馬ふんについては、一般廃棄物としてぎふ農協に運搬して堆肥化処理を行って、堆肥となったものは、全量がぎふ農協管内の農家や営農組合に販売

されると聞いております。

また、現在進めている笠松競馬場敷地内に予定している堆肥化の施設は、これは競走馬から発生する馬ふんや、あるいは寝わらなどの廃棄物を、行政区域外に搬出をせずに区域内で処理を行うものと設置するものでありますから、発酵された後に、資源として企業に販売をさせていただく予定であります。

議員御提案の岐阜大学との連携による競馬場の馬ふんを利用したブランド化につきましては、現状、堆肥として利用されているところであり、ブランド化する対象品目やあるいは販路、そして開発コストや需要など、数々の項目で調査・研究することになってまいりますので、その調査項目の研究に要する時間やコストを考慮しながら、また岐阜大学との連携協定については、観光資源を生かした魅力づくりに関することなどの項目もありますので、この堆肥化のことも含めて、地域課題を解決するために連携できる可能性があれば検討していきたいと考えております。

次に2つ目に、インフラ整備についての中で、道路冠水が起きるところに関しては、早急に調査をし対応する考えはないのかという御質問であります。

この中の西金池町地内の道路というのは、現況、敷地が低い場所にあり、最も低い箇所道路高を比較しますと、西側の県道歩道部に比べて40センチほど低く、また東側の交差点に比べて20センチほど低くなっております。しかしながら、道路側溝の排水勾配につきましては、東側交差点から県道歩道部までの約80メートルにおいて、22センチの落差がついており、いわゆる十分な流下能力はあります。また、側溝内の堆積物もそれほど確認できないことから、道路冠水の原因としては、局所的な豪雨と同時に周辺からの雨水が一斉に低い場所へ流れ込むことで、側溝ぶたの手がけ穴からこの側溝内へ排水し切れずに、一時的に道路が冠水するものでもありと考えられます。改善策につきましては、これら路面排水を側溝に落ちやすくする方法として、まずグレーチングぶたの設置や、あるいは排水ますの設置などが考えられますが、現在、今できる最善の方法を検討し、実施をしてまいりたいと考えております。

次に、降雨後に全町道を巡回調査しながら水たまりの状況を確認して、その解消計画を立てたらどうかという御質問であります。

道路の舗装状況については、建設課の職員がそれぞれ随時パトロールしておりますが、水たまりに絞った調査というのは実施しておりません。全ての町道の水たまりを調査して確認することは、雨が降った後の調査のタイミングで状況が変化したり、あるいは地域によって降雨量も異なることなどから判断がなかなか難しいのではないかと考えられます。

しかしながら、快適な生活道路の整備を進める中で、道路の水たまりは解消していかなければならない問題の一つと考えておりますので、随時パトロールを実施する中で、降雨後は特に水たまりにも注意をし、舗装及び排水施設の修繕等が必要な場合は、効果的な方策を検討しな

がら対応をしてまいりたいと考えております。なお、道路施設の維持修繕については、地域の皆さんの御理解のもと、通学路など優先順位を検討して効率的に進めてまいりたいと考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） ありがとうございます。

それでは、再度質問させていただきますけれども、まず岐阜大学との包括連携協定の中での馬ふんの件なんですけれども、いろいろ岐阜大学との連携協定の中で、そういった調査なり、研究なりしていただくと。もう既に、競馬場からはこの協定を締結する前に依頼をされてやっているという状況もあるようです。これも、私も聞いておりましたけれども、ただそれが今の段階では途切れてしまって、私が聞いた範囲では、2年くらい前に競馬場からそういった研究をしていただけんかというような話が岐阜大学のほうにあったけれども、その後、話が途切れているということだったんです。今申しましたように、成分的には、牛ふん、鶏ふんよりもいいということも聞いております。

それで堆肥化するときに、今町長が言われましたように、敷きわらだとかいうものをまぜて、ピートモスというんですけれども、それをまぜて発酵させて、その後、堆肥化して肥料にしていくということなんですけれども、一部聞くところによると、笠松競馬場の馬ふんは、ちょっと塩分があるという話も聞いたこともあります。中央競馬に比べて管理料が安いものですから餌が余りよくないということで、塩分が若干あるという話も聞いたんですね。畑とか田んぼにとっては塩分というのは非常に悪いわけで、塩分が害を及ぼすということもあります。窒素、リン酸、カリというのは作物にとっては有益な肥料なんですけれども。

そういったことで、調査・研究をしていただきながら、必要に応じて、先ほど言いましたように、笠松のブランドということで全国どこでも、まだこの研究はされていないみたいな状況ですので、笠松ブランドとして私は売り込んでもいいかなあということを思っています。それに対する例えば経費が必要であるならば、先行投資をして、以前に笠松町がブランド委員会を立ち上げて、300万円の予算でやった経緯もあるわけなんですけれども、そういったことで、笠松町がある程度出資しても、私はいいかなあということを思っていますが、その辺について、ちょっと町長さんお願いします。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、伏屋議員が言われたような考え方、経緯というのは大事なことだろうと思いますから、将来のそういうことを見据えて今対応をしておるわけでありまして。ところが、馬ふんやそういうものを一刻も早く処理をしないと、一般廃棄物として外へ出したときには、いわゆる笠松町における財政負担が大変多くなりますから、それをやはり有機物に変えて

まず外へ出すこと、これがやっぱり緊急な目の前の対応になりますから、そのことを、今のピットをつくって対応をしていただくことを競馬場にお願ひして、今対応していただいているわけであります。ですから、ピットの中できちっと堆肥化できるような研究をしながら、将来的にそういうような部分で対応していくこと、これはやっぱり大事なことでありますから、そういう流れを見据えて今進めておるわけです。

ですから、来年度においては、有価物として外へ出す対応をすることを今進めておる中で、初めに申し上げたように、岐阜大学との連携協定というのはやっぱり包括的に、しかも持続的に対応できることをやっていこうということでやっておりますから、きょう言っただけの話ではないことがいっぱい出てまいります。そういうような中で、今言っただけの堆肥化についても、研究をして進めていくことは大事だと思ひますから、そういう目標を持って今進めておることだけは、まず御理解いただきたいと思ひます。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） それで研究をして、来年の秋には笠松競馬場の中で馬ふん処理施設ができるわけですけれども、その研究が来年の秋までにできるかといったら、今町長さんがおっしゃったとおり、そんなのできこないわけで、調査・研究には3年かかるのか5年かかるのかわかりませんけれども、そういった長いスパンが必要だと思ひますね。それで、今の状況の中で、来年の秋からは、今つくっている、今堆肥化をしているようなやり方しかできないと思ひますけれども、それをやって、それを要求される業者のほうに売り渡すという格好なんですけれども。岐阜大学と連携協定をやるのは、もっといい堆肥、いわゆるスーパー堆肥、これを研究してもらって、そうすると岐阜大学の名声にもつながっていくと思ひます。それと今地方競馬だけでなく中央競馬もあるわけなんですけれども、そういったところから出る馬ふんの処理がこういった有効活用できる、それでスーパー堆肥になるというのであれば、ほかのいろんな全国の農家も、そういったものを使っただけではないかなあということをおもひます。

また、昨今の日本の状況からいうと、TPPもアメリカを除いた11カ国で締結したわけですね。それと、今ヨーロッパとの間でも、EPAで妥結したというふうな新聞報道がされているわけですね。そうしますと、環太平洋のところの11カ国、ですから10カ国からいろんなものが入ってくる、農産物も入ってくる状況、それでEPAのほうで、ヨーロッパのほうからもそういったものも入ってくるということになりますと、日本の中でつくったものが、いわゆる有機栽培でつくって安心・安全のもの、こういったものがやっぱり日本人としては求められていくのではないかなあということをおもひます。それと逆に、今度は日本でつくったそういういいものを海外へ輸出して、それで日本のものづくりといいますか、そういったものの本当の日本のよさが受け入れられてもらえるのではないかなあということをおもひます。そんなことで、これは

大いに進めていただいて、全国に先駆けた、そういったものができればいいかなあということをおもいますし、そういうことをやること自体が、また全国への発信とおもいますか、テレビ等でも扱っていただいて、笠松の魅力の発信、こういったものにつながってほしいかなあということをおもっていますので、そういうことで進めていただきたいというふうにおもいます。

次に、インフラ整備の件なんですけれども、今町長さんのほうの答弁で、西金池町の件についてはそういった勾配があるし、排水路、側溝のほうの勾配も一応ある、しかし、高低差がかなりあるので周辺から集まってくる水があそこ1カ所に集中する、それでその排水能力を超えてしまっているというようなことも言われたんですが、かなりの量がやっぱりあそこに集中するとおもいますね。これが、以前からそういう状況があつて、今度、早急に側溝のふたをグレーチング化に切りかえるとかということをおもってみえたんですが、それだけで本当にあそこを対処できるのかということなんです。というのは、排水路に行く側溝のキャパシティーとおもいますか、側溝が小さいんじゃないか、要するに体積が小さいんじゃないかと。それによって、側溝がまずいっぱいになってしまつて、県道にある排水路のほうになかなか落ちていかないというふうな気がしてならないんですけれども。どのくらい時間雨量であそこがそういう状況になるのか、私も現場の降つた後の確認はしていませんが、やっぱり今早急にやることは、とりあえず、ふたをグレーチングに切りかえるということもいいと思うんですが、本当にあそこに、周りからの水が集中して冠水状態が直らないという状況では、やっぱり地域住民の方々は不安で仕方がないとおもいます。まず初期の対応をしながら、本当に側溝の体積、これを調査・研究しなきゃいかんんじゃないかなあということをおもいますが、それについてはどうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 西金池町の問題は、今質問にありましたように、先般の町政懇談会にも出ていた問題でありますから、同じような捉え方で対応を考えておる中で、やはり今できることは、申し上げたように40センチの高低差があり、こちら側に20センチの高低差があるということは、その土地自体がやっぱり低い状態にある中で、側溝自身は22センチの勾配がありますから、水は必ず流れる勾配ですよ、そういう中で、やはり多くの雨水が集まってあふれる問題もあるとおもいます。やはり、今すぐ対応できるのは、それがすぐ側溝に落ちるようなグレーチングぶたにして対応を見てみるということも今すぐできることであるとおもいますから、そのことをまず検証してみたいとおもいます。

もちろん、雨の量によっては、この地域だけではなくてどこの地域でもやっぱり起こる可能性があります、どこの地域も起こらずにここだけが起きているということであれば、そういう問題点が、地形的な問題点も含めてやはりあるとおもいますから、根本的なことも含めて、まず皆さんに少しでも不安がなくなるようにグレーチングぶたや、あるいは排水ますの側溝も

し上げたんですけれども、笠松町内の中で、ほかにもそういった地域があるということも、私、聞いてはおるんですけれども、ほかの地域、例えば円城寺にもあるんです、東洋染色の北側も、そこもしょっちゅう冠水するということは聞いております。田代のほうにもあるという話も聞いたことがあるんですけれども、そちらのほうの対応はどういうふうになっているんですか。それもちょっとお聞きします。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 円城寺の対応については、今、皆さんも御承知のように、雨水の処理施設等を整備しながら、少しでもこういう冠水状況がなくなるように、今進めさせていただいておるところであります。田代の問題に対しても、地形的な問題や、あるいはいろんな問題の中で起きている部分もありますから、側溝だけの問題ではない複雑な問題があります。そういうことも承知はしておりますから、対処的に早急にできるのは、土のうを持って行ってやることしかできなかつたんですが、そういう地域も数カ所あることは承知しながら、私どももこれから許される範囲内で対応を考えて進めたい。これは全地域に言えることになりますけど、そのことは承知して進めていきたいと思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） 先ほどから何度も言っておりますけれども、そういった快適な生活環境の中で、やっぱり水がつく、いわゆる冠水するところについては、財政的なこともありますけれども、最優先としてそれは対処していくことであって、先ほど2つ目の質問の中で言いましたように、水たまりができるところについては、これは将来的なことで、例えば平成30年度予算で全てやりなさいと、そんなことは私も思っていません。そんなことできっこありません。側溝の整備でも、全ての側溝を1時間70ミリに対応できるような側溝に全部切りかえてください、これも1年や2年でできっこないわけです。やっぱり10年とか20年、もっと長いスパンがかかるかもしれませんけれども、そういった目で見ながらやっていく必要があります。でも、現実に冠水するところについては、これは何をさておいてでもその年度に調査し、それから対応策をやっていくということが町民の方々の安心・安全につながっていくというふうに思いますので、そういったことは最優先でやっていただきたいということを思います。

それから、道路冠水ではないということで水たまりの件も言いましたけれども、やっぱり全町の町道、これを例えば1時間に10ミリとか、20ミリとか降った後に、道路の写真を撮って、現状はこうなっていると、そこが何で水がたまるんやと、道路形状が悪いのか、排水設備が悪いのか、そういったものも検証しながら、先ほど申しましたように、1年、2年でそれを全て解消するのではなくて、やっぱり5年とか、10年のスパンを見ながら変えていくと。インフラ整備の先ほどの質問の中で、前段で申しましたように、やっぱり昭和30年代、40年代に整備し

たところで、まだやりっ放しというところもたくさんありますので、そういったところも、いわゆる耐用年数からいうと、とっくに過ぎているのではないかなということを思いますが、そういったところも徐々にやっていくということにさせていただきたいということを思いますが、やっぱりすぐにやることは全町の状況把握、これが最優先だということを思います。これはお金のかからないことでやれますので、何班かに分けて、例えば今回、雨が降ったら、今回は例えば下羽栗地域全部の町道の写真を撮りに行ってくると。その次は笠松地域、それから松枝地域というふうに、例えば30年度に1年かけて全町の写真を全部撮って、全町道の把握をまずするというところから始めていただきたいというふうに思いますが、その辺についての考えをもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） さきがたも答弁で少し申し上げたんですが、同じ笠松町の中であつたって、雨量の違いが西と東で全然違うときがあつたり、いろんな状況の中で、私どもは雨が降った後、職員がパトロールしながら見せていただいていることもあります。雨の状況が全く同一じゃないことだけは確かなんですね、そういう中で、やはり今言われたように、水たまりとかいろんな冠水というのはやっぱり大事な問題ですから、どのような状況の中で、どのような部分が大切なのかということも踏まえて、私どもも今までどおり道路のパトロールをしながら、そういう状況を見て、対処できるところは細かいところも含めて対処できるように努めてはまいりたいと思っています。

〔6番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 伏屋議員。

○6番（伏屋隆男君） いろいろ質問させていただきましたけれども、笠松町、小さな面積ですので、それこそ細かなところまで手の届くような行政サービスができる地域だというふうに私は思っていますので、そういったことを十分対処していただくように要望しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古田聖人君） この際、10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

4番 川島功士議員。

○4番（川島功士君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

今回は、防災についてと子育て支援について、そして環境問題についてと、ことし最後とい

うことで、ちょっと盛り込み過ぎたので後悔しておりますが、それではまずは消防団について質問させていただきます。

団員確保のために、機能別消防団員等の検討についてという質問なんですけれども、これはずっと以前から温めていたんですけれども、今議会に上程されているということもあって、とりあえず質問だけさせていただきます。

私も、かつては消防団に参加させていただいていました。田代班の部長までさせていただきました。新規団員の確保も部長として当たってきました。そのときは、ここでは御紹介できないほどの言葉をかけられました。さらに、町内からお話をいただいて御自宅に伺っても、御両親が本人に取り次いでいただけないということは日常茶飯事でありました。まさにそれが原因で消防団をやめようかと思うほどでありました。現在でも、そんなことがあるかはわかりませんが、団員確保に御苦労されていることに変わりはないと考えております。

ことし、議会の視察研修で訪れた淡路市では、人口4万3,000人ほどで消防団員定数1,918人の設定で、実団員数は1,894人でした。さらに、丹波市では6万5,000人ほどの人口で定数2,696人の設定で、実団員数は2,666人、女性団員も15人おられました。どちらも大きな災害を経験され、意識に大きな違いはありますが、現在、淡路市になった北淡町では、阪神淡路大震災での消防団の活躍が全国的なニュースになり、当時、消防団員だった私たちは見習わなければならないと感じ、行ってみたいということをついでに団員同士で話し合ったこともありました。これまでの流れや地域の特性もあるので笠松町と単純な比較はできませんが、団員数が飛躍的に多いのは紛れもない事実です。

私の次男も、ことしの春から消防団にお世話になっておりますが、夜の仕事のためほとんど参加できていません。今後、柳津町であった職場が名古屋市にかわります。さらに、来年には名古屋市内でひとり暮らしをする予定になっています。このように、昔のように町内在住、在勤、自営、農業を含めて消防団に参加できる方が減ってきているように考えられます。さらに、自営でも営業環境が格段に厳しさが増してきているということは、私が工場経営を行っていたころから年々肌で強く感じるようになっていました。こういった意味で、機能別消防団を検討すべきであると関係者と話し合ってきました。サラリーマン化による手薄になる昼間の火災での消火活動、後方支援や大規模災害時などに、消防団OBの皆さんに機能別消防団として参加していただけるように規定整備をしてはどうでしょうか。これは、今議会に提案されていますということです。

消防団を退団された後、水防団に参加される方が少なからずおられます。消防団活動に参加されておられる方は、笠松町や災害について関心がある方であり、そのほかにもさまざまな活動に参加されています。今議会に提案されています機能別消防団に参加していただこうと思っても、木曽川右岸地帯水防事務組合水防団設置条例によって、消防団員でないことが水防団員

の条件となっています。これを一律になれないのではなく、各市町の実情に合わせて決定できるようにはできませんでしょうか。

岐阜市でも、水防団が機能別消防団として活動できるように検討されているとお聞きしました。明確にそれぞれの団長の指揮下での活動にすることで、活動の重複は妨げられないと思っています。後の子育て支援の質問でも行いますが、今ある組織を機能的、有効的に活動できるよう、環境整備も大切だと思っています。お考えをお聞かせください。

続いて、子育て支援についてであります。

最初に、学校教育の教育のICT化の進捗と今後の展開についてであります。

さきの町長選挙で公約として取り入れていただいた教育のICT化、当選後、すぐに実行していただきました。現在では、授業参観に伺っても積極的に電子黒板等を使った授業を拝見することができるようになりました。また、教育の専門家でもないので多くはわかりませんが、その内容にもかなりの進展があるように思われます。既にWi-Fiの改良も行われ、さらなる先のタブレット導入も行われていくと思いますが、それらの計画内容をお知らせください。先生、児童・生徒の反応はどうでしたでしょうか。

また、既にプログラミング教育も始まっているようです。先日も、笠松中学校の公表会で授業を拝見させていただきました。いわゆるプログラミング授業そのものでした。私には詳しいことはわかりませんが、小型自走車をコントロールする内容でした。行き先目標があり、障害物を避けて目標地に着くプログラムを組むことが内容でした。通り道の行き方のアルゴリズムを考えて、論理的思考をプログラムに変換するという作業を通して学習する内容だと思います。今後は、さらに研修を積んで、本当の論理的思考方法を学習できるようになると考えていますが、どうでしょうか。日常生活の中でも、たくさんの論理的思考に置きかえなければならないサンプルはあると考えています。教育委員会としてのその評価、要望などをお聞かせください。

次に、児童、幼児、乳児と保護者支援についてです。

先日、地域振興公社が行っています保育所の所長さん方とお話しする機会をいただきました。そこで出たお話の中では、子育て中のお母さん方の相談先がないことです。ネット環境があり、スマートフォンを持っておられることで、すぐにネット上の匿名情報でも信じてしまうという現状をお聞きしました。

町内では、子育て支援を行っている団体が幾つもあります。役場の職員、保育所の保育士さんではなく、そういった団体の方に相談される内容は、いわゆる隣のおばさん的な、友好的な中で話される内容については真実が隠されているのではないのでしょうか。そういった団体をネットワーク化して有機的に結合することで、たくさんの相談事を有機的に収集し、解決に向けて何らかの手だてが見つかることがあるかもしれません。また、その団体に所属されている皆さんにも、モチベーションの維持向上につながるとも考えられます。

12月8日に、政府が臨時閣議で決定した人づくり革命と生産性革命を実現するための政策パッケージの中では、人づくりこそが次なる時代を切り開く原動力であると、これまでの画一的な発想にとらわれない人づくり革命を断行し、日本を誰にでもチャンスがあふれる国へと変えていく、その際、さまざまな理由でスタートラインにすら立てない方に対して、温かな手を差し伸べていくことが必要であると記載されています。人生100年時代を見越して、お互いに働き合える社会の実現が、笠松の地の利を、さらに住みやすい、生きやすい町にしていくことにつながっていくと考えますが、お考えをお示してください。

3つ目に環境問題について、岐阜羽島衛生施設組合について、旧焼却施設の解体の進め方と費用負担とその調達方法について、また新施設の進捗と費用負担とその調達についてです。

平成22年問題として議論されてから久しいです。現在では、柳津町にある清掃工場は停止して、三重県と長野県へ焼却処分をするために移送する状況にあります。現時点では、各市町の決定を得ないものでは発表できないと思いますが、旧焼却施設の解体の進め方と費用負担とその調達方法について、新施設の進捗と費用負担と調達についてお答えください。また、旧施設稼働時、現段階、新施設稼働後の費用推移についてわかっていること、想定できる範囲でお答えください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○議長（古田聖人君） 4番 川島議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、川島議員さんからの質問に対して、まず防災の中で、消防団についての御質問であります。この消防団員と水防団員の兼任ができないが、これを可能として団員確保を図ることについてはどう思うかという御質問でありました。

御指摘いただいたように、現在、消防団員は、この木曾川右岸地帯水防事務組合の設置条例の規定によって水防団員を兼ねることができないこととなっておりますが、年々、この消防団員の確保が困難になってきている状況の中で、いわゆる水防団員が消防団員を兼ねることができることになれば、ともに団員確保につながる有効な手段だと考えられますが、兼任可能となった場合に、現在の消防団、そしてまた水防団、それぞれの活動に支障を来すようなことになっては意味がないことでもありますから、町としてはこの消防団員の確保に向けて、御提案いただいた消防団員と水防団員の兼任については、問題点等を調査してまいりたいと考えております。当組合が管轄する区域以外の区域を有する、いわゆる岐阜市や各務原市においては単独で水防団を設置していたり、また消防団が兼任して水防事業を行っているなど、いわゆる構成自治体それぞれの実情がありますので、それらを踏まえて木曾川右岸地帯水防事務組合において、これを議論いただかなければならないことであると考えております。

次に、子育て支援の中で学校教育についてであります。この教育のICT化の進捗と今後

の展開についての御質問であります。

平成27年度に作成をしましたICT環境の整備プランを基本ベースにして、28年度より、順次整備を進めてまいりました。今年度までに、小学校では、教師用のタブレットと電子黒板が55セットと、タブレット固定機器が13個、また無線LANのアクセスポイント、そしてデジタル教科書を、中学校では、教師用タブレットと電子黒板が26セットと、タブレット固定機器が7個、デジタル教科書を整備してまいりました。今後は、先生方にわかりやすく、またよりよい授業の実施に向けて、効果的にこのICTを活用していただきたいと思っております。

また、タブレット導入等の環境整備においては、これは二町教育委員会及び各学校と協議をしながら、第2期の教育振興基本計画の整備目標の実現に向けて、この技術支援も含めて計画的に進めていく考えであります。

次に、子育て支援の中で、「お互いに働き合える社会の実現が、さらに住みやすく、生きやすいまちにつながっていくことについて」の考え方がありますが、町では、笠松町子ども・子育て支援事業計画の基本目標にありますように、地域における子供や子育て家庭への支援の実現のために保護者の方々が安心して子育てができるよう、さまざまな子育て支援サービスを行っております。

このような中で、家庭環境などによって育児に係る保護者の方々の困り事はさまざまであり、今後、全ての方々が安心して子育てができるまちづくりには、子育て支援を行ってみえる団体と連携をしながら寄せられた意見や相談事を集約して、子育て支援サービスに反映させることは不可欠だと考えております。また、こうした活動を行ってみえる各団体をネットワーク化し、そして互いの活動内容やあるいは情報を交換することは、その団体の今後の活動が活性化されるとともに、その相乗効果によって、地域における多様な人材や資源が有効に活用されていくものと考えております。

今後、このネットワーク化やあるいはコーディネートについて、行政と地域が一体となって子育て支援が推進できるように、有効な実施手法を調査・研究していき、安心して子育てができるとともに、安心して働くことができるまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

次に、環境問題の中で、岐阜羽島衛生施設組合についての御質問であります。旧焼却施設の解体の進め方と費用負担とその調達方法についての御質問であります。

岐阜市の境川で稼働しておりました施設の解体については、岐阜羽島衛生施設組合において来年度からの解体撤去工事着手に向けて、実施設計の策定作業や関係機関との調整などの事務を進めているところであります。

次に、解体撤去工事に要する費用負担につきましては、これは各市町の停止時までのごみ搬入実績及びし尿、汚泥焼却量に応じて負担することを考えており、当町は、おおむね2割の負担見込みであります。また、費用の調達方法については、衛生施設組合において起債による財

源措置を行い、構成市町の財政負担の平準化を図ることで調整をしているところであります。

次に、新施設の進捗と費用負担とその調達についての御質問であります。

この新施設の建設の進捗状況としましては、新施設のごみ処理方式選定のため、有識者による一般廃棄物の処理施設技術検討委員会を設置して、先月、この検討委員会からの答申を受け、施設整備基本計画案を策定し、パブリックコメントを行うこととしております。また、用地取得に関しましては、平方第二土地区画整理組合に対して、整理事業の保留地約3ヘクタールにて事業推進する旨の回答を行い、この都市計画の変更手続後の平成33年度の用地取得に向けた事務を行っているところであります。その他、今後は環境影響評価や、あるいはPFI導入可能性の調査や、また都市計画変更などを経た後、事業者選定や、建設工事を実施し、平成40年度稼働予定で事務を進めているところであります。また、この建設事業に対する費用調達は、事業主体である岐阜羽島衛生施設組合によって、環境型社会形成推進交付金、また起債等で措置をし、そのほかは構成市町の負担金で行うこととなります。

次に、旧施設の稼働時と現状と、新施設稼働後の費用推移についての御質問であります。

ごみ処理に要する費用の推移のお答えとしては、まず旧施設において処理を行っていた際は、処理費用、起債の償還、そして維持管理費の経費として、年間約3億円程度を岐阜羽島衛生施設組合に対し支出をしておりました。起債償還が完了した平成22年度から稼働停止の平成27年度までは、約2億円前後の歳出となっておりました。

現段階のごみ処理に要する経費は、まず平成28年度決算で申し上げますと、積みかえ業務の約7,000万円、搬入業務の約8,000万円、そして処分業務の約2億2,000万円などで、計3億7,000万円の費用がかかっている状況であります。

また、新施設の稼働後における費用額としましては、新施設建設の進捗状況でお答えした技術検討委員会において、プラントメーカーに対しアンケート調査を実施し、現時点の建築単価での概算建築費は約134億から143億円、また20年間の運転や維持管理費等は約87億から115億円という試算ができています。今後は、構成市町の財政負担の低減のために、新施設の設備内容や交付金の交付要件や、また交付率を比較検討していくこととなっております。

○議長（古田聖人君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 議員御質問の子育て支援についての中の教育のICT化の進捗と今後の展開について、お答えをします。

まず教育委員会のICT化に向けた取り組みでございますけれども、各学校の担当者による羽島郡ICT推進委員会、これを組織いたしまして年3回実施し、ICT活用の推進について研修、それから交流、協議をし、各学校のICT活用の推進を図っております。

平成32年度から小学校で指導されるプログラミング教育につきましては、その取り組みを説

明いたしますと、まず10月2日の第2回のICTの活用推進委員会で、岐阜大学の福岡准教授を講師に招聘して、プログラミング教育導入のための各学校における対応、これについて研修をしたところでございます。

教員を対象にしては、8月7日、羽島郡教職員夏期研修講座に県の教育委員会ICT担当者を講師として招聘いたしまして、小学校プログラミング教育講座を実施し、教職員がプログラミングし、指導方法について学んだところでございます。

それから、児童、教職員を対象としては、12月1日に中日新聞、12月7日に岐阜新聞でも紹介をいただきましたが、11月23日に総務省の主催、小学校プログラミング教育キャラバン、これを岐阜県で唯一、岐南町中央公民館で実施していただき、両町の30名の児童がプログラミングの授業を実際に受け、郡内、両町の多くの教職員も児童の体験を参観しながら研修をしたところでございます。

次に、中学校で参観していただきましたプログラミングの授業でございますけれども、これは笠松中学校公表会で行われた授業でございますが、現行の学習指導要領、これに基づいて実施された内容でございます、これは国立教育政策研究所から示されている評価の基準の作成のための参考資料、こういったものを参考にしながら、技術・家庭科、技術分野のDの項目に当たる「情報に関する技術」の「計測制御」という時間でございます。「設計に基づき、簡単な計測制御のプログラムを作成できる」という全6時間の計画の中の第4時間目の授業でございます、これは新しい学習指導要領に基づいた授業ではございません。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） いろいろ御答弁、ありがとうございました。

それでは、順番に1つずつやっていきたいと思っておりますけれども、消防団員の確保について、水防団との関係のことは、書類を読んで今の答弁を聞いて、大体理解をしているわけですが、1つ根本的なことを聞きたいのは、水防団設置条例の中に消防団ではない者というのは書いてあるけれども、消防団の設置条例の中にはそういった文章はないというのは、なぜそういうふうになっているのか、お答えください。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 木曾川がやっている水防事務組合の管理者である私は、今の水防団に関する水防団員の要綱の中でそれがうたわれている、消防団がなぜというのはわかりません。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 理由はわからないけれども、水防団員の人が消防団員にはなれないという規定だけがあるという状況と理解してよろしいですか。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 水防団の団員になる資格は、消防団員でない方ということが水防団の条例でうたっておる資格でありますから、それ以外の解釈とは何か……。

○4番（川島功士君） いやいや、その理由がわからないんですかということです。

○町長（広江正明君） その水防に関してですか。当然、水防団の皆さんが消防団の団員と兼ねた場合、例えば災害対応で招集されるときに、当然、消防と同時に水防に関してもいわゆる出動が出てくると思います。要件が違っても水防は水防、消防は消防で後方支援でやる仕事が出てくると思います。それだけに2つ兼ねたときに、やっぱりどちらかが欠けることになるんですよ、当然、命令系統が別々で参りますから、それは現実の災害のときにやっぱりそぐわない話になりますから、現実、水防団、消防団が2つの団員を兼ねることは、やはり現実的に災害があったときに、これは不都合が生じるのではないかと考えておりますし、そういうような中で水防団が決められた条例であると思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 4番 川島議員。

○4番（川島功士君） 大変理解、それはわかるわけなんですけれども、以前、私が消防団員だった時期に、例えば木曾川が非常に危険水位まで達しました。そのときに、偵察出動の命令が下って、消防団員として木曾川の堤防の上から木曾川を偵察しに行ったことがありました。今話によると、内水面での氾濫についても消防団が出動するという話を聞きました。水防団は、要するに水防法に定められた河川に対して行うものであって、内水面は違うという話を僕は聞いたので、文書で読んでいないのでわかりませんが、そういうことになっていました。

例えば、今そういう町長が言われるようなことであるなら、消防団の中にも消防団員は水防団員でない者という規定があってもしかるべきじゃないですか、逆に言うと。

○議長（古田聖人君） 岩越総務部長。

○総務部長（岩越 誠君） 推測の域でちょっと大変恐縮なんですけれども、もともと消防団が水防に関してもある程度事業を行ってみるのが一般的な話であって、水防団がそれ以前からあるものが当然だという考えはなかったのではないかなあと。ですから、そういった文言はなく、資格としては20歳以上とか、そういう一般的なところで規定がなされておると。

水防団に関しましては、やっぱり後発的な発生だったがために、当然、消防団員が水防団員になられては非常に指揮命令系統も乱れますし、当然、業務の割合からいっても消防団のほうが多くありますので、結局、消防団の業務のほうに吸い取られてしまうということで、水防団の業務ができなくなってしまう可能性もあるということで、そういった規定を水防団のほうでされたのではないかとというふうに、あくまでこれは推測ですけれどもしております。

[4番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） 推測の域というのも、それは打ち合わせのときにもちょっと聞いたんですけれども、それはそれでわからないわけではないんですけれども、そうすると消防団員の人から見るととても不合理というか、悪い言い方をすると、すごいえこひいきに見えてしまうという現状、精神的な部分で、心理的な部分でというのがあってはないかなあというふうに思います。

水防団も消防団もそれぞれ一生懸命活動されていますし、それぞれのことについてとやかく言うつもりはないんですけれども、今言ったように、機能別消防団として、例えば消防団のOBの水防団員がそういう限定的な活動に参加できるように、例えばそれぞれのまちに事情がありますので、それぞれのまちが規定できるように設置条例を変えていただくように、水防の中で話し合っていたかどうかということは可能でしょうか。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 先ほど答弁したとおりであります。ですから、これは私どもの水防事務組合というのは、2市2町がまとまった一部事務組合でありますから、当然、そういうような話に関しては、それぞれの市町の状況が全然違いますので、いわゆる水防事務組合の議会の中で、これはいろいろ検討しなきゃならないことだと思います。そのことについては、どういう機会やどういう時期になるかわかりませんが、議会でそういう御質問があったことも踏まえて、水防事務組合の中でそういう検討ができないか話をすると同時に、やっぱりまだいろんな状況を調査しなきゃわかりませんから、そういうことも踏まえてスタートしたいと思っています。

[4番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

岐阜市のほうも、質問書の中にもありましたけれども、水防団を機能別消防団の一部として使えないかということを経年前から国に対して要望を出しているというふうに、検討を行っているというふうに聞いてもおります。ぜひとも、お互いが求め合うとしておるところは同じだと思わうんですね。住民の生命、財産を守るという意味でいうと、町が負っている部分、消防団が負っている部分、水防団が負っている部分というのは、みんな共通しているところだと思います。その共通しているところをより強固に、お互いに協力し合っていく、先ほどの子供のところじゃないですけれども、お互いに働き合っていくという環境整備をしていってほしいと思いますので、要望させていただいておきます。

それで子育て支援で、児童、幼児のことなんですけれども、これは以前も、前は企画課に答えていただいたんですけれども、ボランティアの各団体、いろんな団体を、まちづくりの団体

を全部ネットワーク化しませんかというものの第2弾になるわけなんですよ、結局は。今回はとりあえず、限定的に子育てに特化したお話をさせていただいたんですけれども、今例えば、これは打ち合わせのときにも言ったんですけど、「いいね・かさまつ」という会議があります。あそこにはそれなりの人が参加されていますので、そこへみんなの団体が参加できるような形にして、例えばうちはこんな事業をやっているよ、ちょっと手伝いに来てとか、こんなことをやっているのみんな見に来て、遊びに来てと、お互いにお互いを自慢できる、自慢し合える場所というのはいろんなところで必要だと思うんですけれども、必要だというふうに答弁していただいたのでわかっていただいていると思うんですが、その調査・研究を例えば具体的にいつごろまでに結論を出していただけるのか、それについてお願いします。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今いつまでにと言われても、今私が答える時期ではありません。ただ、答弁したとおり、このことに関してはやはり行政と地域が一体となって、そういうような体制づくりをすることが大事であるということは誰もが認めておりますから、そのことに関してこれから調査し、研究していくことでもありますから、その手前でいつまでにとすることは、今答えられません。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） よくわかりました。

それではその過程、過程で、時々お伺いに行きますので、よろしく願いいたします。それ以上のことは、現状では質問すべきではないと思いますので、これにてその件は終わりにしますので、ぜひとも前向きに検討して行ってください。

あと、環境問題についてですけども、今、金額的なものをずっと伺いました。結局、最終的にはどんどん金額がかさんでいくという状況になっていくと思います。もちろん、現状でもそうなんですけど、旧でも新しいやつでも、ごみの量をいかに減らすかということが、結局、負担金を下げていくということになると思います。ただ、新しいのをつくってしまうと、施設そのものをどう運営していくかというのも非常に大きな問題だと思います。PFIも考えておられるでしょうし、PFIの中でもDBOも考えておられる——デザイン・ビルド・オペレーションでしたか——も考えておられる。私たちが以前議会で、視察に行った西いぶりの焼却施設はDBOで新日鉄と一緒にやっておられた、そういうところもあります。なので一概には言えませんが、詳しいことが発表できる状況になったら、できるだけ速やかに私たちに報告していただいて、議会としても議論してまいりたいと思いますが、その件はよろしく願いできますか。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。今定例会中に全員協議会の場を持っていただいて、御報告をさせていただくように準備を進めさせていただいております。引き続き、進捗状況に応じて機会を創出しながら、議員の皆様にご報告をさせていただいて、御意見等を賜りながら進めてまいりたいと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

ことしの夏に、羽島郡町村議会議長会の視察研修で議長と一緒に斑鳩町へ伺いました。そこはもうごみゼロで、自分の町の中で焼却すらないということで、非常に前向きに取り組んでおられる町でした。我が町としても、非常に見習うべき点が多いかなあというふうに思いましたので、ぜひ一度、行政側のほうでも参考にさせていただいて進めていただきたいと思っておりますので、きょうのところはこの程度でとどめたいと思っております。

あと、教育のICT化のことなんですけれども、計画どおりやりますということで大変ありがたいんですが、例えば具体的にタブレットを何台、いつまでに装備、整備するかということがわかっているようであれば、そういうことも含めてお答え願えますか。

○議長（古田聖人君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをいたします。今後の計画でございますが、可動式のコンピューター、タブレット端末を40台、それからあとパソコン教室、それから公務用のパソコンの更新を行っていく予定でございます。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

40台ということは、可動式で、いろいろ持ち回りで使うという考え方だと思うんですけれども、あとパソコン教室も更新していただけるということなんですけれども、パソコン教室のパソコンに対して、例えばSKYとかいうプログラムがあるそうなんですけれども、指導者が全部のパソコンの中に直接入って画面を動かしたり指示を出したりできるというものらしいんですけど、そういうものを入れる予定があるかないか、そういうことについてちょっとお伺いしたいと思っております。

○議長（古田聖人君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 現状といたしましては、もう既にSKYをコンピューター教室に入れている学校やら、教室に全く同じ仕組みを取り入れて子供たちが持っているタブレットの端末の情報を教員が管理できるような、そういう仕組みを既に取り入れているところもございます。けれども、この扱いについては、まだ言ってみれば機器の改良というのはどんどん進むと思っ

ていますので、先にはコンピューター教室の教員と、それから子供たちのタブレットコンピューターのつながりがはっきりわかる、そして授業が一層効率的に進められるその仕組みが教室にも持ち込まれる、つまり子供たちがタブレットを使って考えていること、それが教員の画面上で分割して全部見えると、そういった仕組みは間違いなく必要だと思っておりますが、今お答えさせていただいたように、現状では開発途上に僕はあると思っておりますので、順次、教育文化課、町と検討しながら導入について議論をしていきたいと思っております。

[4番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

一番にやると非常に高くつくので、値段がこなれてからで十分だと、そしていろんなところで使われて、使い方が十分にわかってきた段階でいいとは思いますが、ただ機器の開発というのは日々日進月歩で、毎分ごとと言えぐらい違いますので、それを待っているという状況だといつまでたっても導入はできないと考えていますので、その辺はどこかで見切りというか、必要なときに、子供たちのために、ぜひともそろえていただきたいなあというふうに思います。

もう一つ、タブレットをそろえていくに当たって、以前、笠松中学校で読み書きの大変困難な子のために、ディスレクシアも含めてタブレットを個人で持って行って、例えば黒板に書いてあるやつを映していいか、例えば教科書が読めないで読み上げのソフトを使って、イヤホンを使ってタブレットに入れた教科書を読んでいいかというのをお聞きしました。例えば読み上げというのも2つの種類があります。デージーシステムというのと、東大の先端研がつくっているアクセスリーディングという2つがあります。デージーシステムというのは、コンピューターの中に教科書とその文章を人間が読んだものをセットで入れます。なので、とても重たくなります。だけど、例えば乳幼児とか低学年にとっては、非常に滑らかな音声流れますので、わかりやすいです。東大の先端研が使っているアクセスリーディングというシステムは、ウィンドウズであったりiOSであったり、OSが持っている読み上げ機能というものを使って読むために、非常に、最初なれるのに時間がかかるので高学年や中学生向けになるわけなんですけれども、将来的にはこちらを使えるようにならないと社会ではなかなか通用しないと思います。そういったものを使えないだろうかというふうにお問い合わせしたところ、そういうのは不公平だからできないと一刀両断されました。

例えば今、いろんなところでお話を聞きに行きますと、障害を持っているということはその子の特性であると、特性だからというふうに言われます。それは、病気とかそういうものではなく、そういうものが特性なんだというふうには、非常にそういう関係者の方から説明を受けます。特性であるなら、その特性をいかに伸ばしてあげられるかということを考えるべきであっ

て、それを使うことを不公平だという形で保護者や子供たちに言ってしまっただけでは、それはもう、はなからそれを否定するという考え方になると思うんですが、その辺の考え方はいかがですか。

○議長（古田聖人君） 教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 子供たちの困難な状況における、その困り感を解決していくような合理的配慮というのはいろいろあると思います。私どものほうで、保護者のほうから、また子供のほうから、私は読みが苦手だとか、書くことが苦手だとか、短時間で考えることが苦手だとか、そういう子供の困り感に合わせて、私どもが対応していくということが必要であるということとは十分認識をしていますが、例えば今おっしゃいました読みやら書きの苦手な子について、例えば書くことについていえば、その子の書くことの援助を全てコンピューターでやるのか、それから別に教員を配置して書きの作業だけ教員が代用してやるということは、これは合理的配慮ではないと思っています。つまり、そのときそのときに応じて、子供の必要に応じて、教員が手配をするということがとっても大事なことで、それが行われないと、その子供は亡くなるまで書く手配というのは自力ではなくて人任せになってしまいますから、これは本人が思考を形成するときに大きな不都合と僕はなるとなっています。

したがって、これからそういった、例えば今議員がおっしゃいました読みの苦手な子に、その東大のアクセスリーディングを使い、自分のコンピューターで、自分で教科書というものをデジタル教科書から拾い出して、その教科書の文言をきちんと音声で聞くことができると、そういったことがどうしてもその子の学習上に必要なことであれば、以後はやっぱり検討する必要があると思っています。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

ちょっと前の話だったので、学校の中にそういうコンセンサスがまるでない状況のときの話でありました。今は、本当に学校側もそういう合理的配慮について一人一人懇談を重ねて、その子の苦手なところは一体何でどんな支援があるのかというのを真剣に考えてくれるようになってきました。以前に比べると、本当に雲泥の差だと思っています。

ただし、教師側、教育委員会側が提示するそれを克服するためのその手段が、例えば定規を当てて読むだったりいろんなものがありますけれども、そういうものの中にタブレットの中のこういうアプリがある。例えば今だと、答案用紙を、メーカー名を出しますけど iPhone で映すと、それが画面上にあらわれてそれがテキスト化される、当然それを iPhone が読んでくれる、それで、書きの苦手な子はそのままだけでも書けるし、タイピングでテキストボックスをつくって回答を写すことができる。それを Wi-Fi 接続されたプリンターでプリントアウトして答案用紙として家の宿題を出すというようなこともやれます。そのアプリ自体は

2,000円ぐらいのものです。

要は、そういうものがいろいろあるということ、例えばディスレクシアで聴覚過敏のお子さんがいらっしゃるんですけども、ヘッドホンをつけると周りの音が全く聞こえなくなる、本当に静かになるというものもあります。それは、例えばここの音声を実際に拾って、それと全く反対の位相の波をヘッドホンの中に流して打ち消し合うことで音をゼロにしているという、そういうものなんですけれども、そういったいろんな機器があつて、そういう選択肢があるということを学校側、教員側、教育委員会がメニューの中にちゃんと入れていていただきたいというふうに思いますが、お願いできますでしょうか。

○議長（古田聖人君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） 十分承知して動きたいと思っておりますし、それはやっぱり保護者の方々、それから子供の困り感、それを大事にしていきたいと思っております。一方では、子供たちが、例えば障害があることが特性という見方ではなくて、障害は障害なわけですから、それを補う手をきちんと私どもは考える。そのことと、その子の持っているよさを伸ばして障害であることが問題でない、もっと特性を持った一人の人物ができて上がるという教育は、一層大事にしていかなきゃならないものだと考えています。

〔4番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 川島議員。

○4番（川島功士君） ありがとうございます。

本当に、以前に比べると教育長さんを初め、学校の校長先生や教務主任、学年主任の先生方は非常に前向きに取り組んでいただいて、そういうことも理解していただけるようになりました。ほんの数年前と比べると雲泥の差だと思っております。ぜひとも、そういう本当の特性を生かすという意味で苦手なところを補って、いいところを伸ばしていくということを、個人個人について、ぜひとも考えていていただきたいというふうにお願ひして、とりあえず私の質問はこれにて終わります。ありがとうございました。

○議長（古田聖人君） この際、1時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後1時30分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

10番 長野恒美議員の一般質問を許します。

長野議員。

○10番（長野恒美君） 議長さんのお許しを得ましたので、通告順に従い質問をさせていただきます。

まず、国民健康保険についてです。

来年度から国民健康保険の都道府県化で、市町村への給付金がどれくらいになり、国保税がどのようになるのか、関心を強めています。このような状況の中、先日12月5日、笠松町の国民健康保険運営協議会が開催されました。私も委員として参加しました。内容は、来年1月に県から指定されてくる納付金に対し、笠松町として国民健康保険税率をどのような方式にするのか、その意向を確認する内容の協議会でした。

平成29年度、現在の税率ですけれど、笠松町は応能割の所得割で6%、資産割で35%、応益割の均等割で2万4,000円、平等割で3万4,000円です。この税率を前年度の確定申告後の町民の皆さんの状況で算出されて、皆さんの国保税が決まっていました。これを4方式から応能割の資産割35%を平成30年から平成32年の3年間でゼロにするという3方式にする方向であることを説明されました。

私も3方式にすることには異議がありません。しかし、県の説明資料では、応能割で50%、応益割で50%、そのうちの応益割については均等割35%、平等割15%と指定しています。均等割、いわゆる人頭割は扶養家族が多いところに負担が重くなります。現在の均等割2万4,000円、平等割3万4,000円は、笠松町としての家族数の多い方への思いやりのあらわれであり、国保加入者世帯3,374世帯のうち、1,818世帯は所得ゼロから100万円未満であるという現状を考えられてのことではないでしょうか。

けれども、県の説明資料によりますと、2方式でも応能割は所得割、応益割は均等割、すなわち人頭割と指定しています。応益割について、このような指定をされる理由は何かお尋ねします。応能割で50%、応益割で50%の指定は許されても、応益の裁量くらいは市町村の裁量にしていきたいと考えますが、町長さんのお考えをお尋ねします。

次に進みますが、国民健康保険加入者の実態は、先ほど述べましたように、国保加入者3,374世帯のうち、所得がゼロから100万円未満の世帯が1,818世帯、54%です。また、資産割をなくすことによる影響は所得割がふえることで、3年後には6.0%から、1.76%の引き上げで、7.76%に引き上がります。高い国保税を少しでも負担を軽くし、安心して医療にかかれる国保運営にするには、国民健康保険法第1条に書かれていますように、社会保障として国民の命を守ることを国として優先していただき、国庫負担をもとの50%へと引き上げを要求していくことが大切だと考えます。

都道府県議長会では、国保制度の安定には国費1兆円の上乗せを要求されていたとお聞きしていますが、来年度に向かっては3,400億円だと聞いておりますが、町長に国へ要求していくことについてのお考えをお尋ねします。

平成25年度決算で笠松町は、一般会計法定外繰り入れを2,860万8,976円していますが、この繰り入れの内容は何であったのでしょうか。そして、平成28年度の決算でも繰り入れは行われて

おりましたら、その理由と額を教えてください。そして、納付金が決まってきた折には、この法定外繰り入れについてはどのようになさるおつもりなのかお尋ねします。

次に、岐阜県下42自治体が子供の医療費の中学卒業、または高校卒業まで無料化が進み、全国でも無料化は広がっていると思いますが、日本中の子供のために、国として年齢の引き上げを行うよう県下の自治体の総意として、要求することを呼びかけてはいただけないでしょうか、お尋ねします。働きかけていただく機会はまだあるでしょうか、お尋ねします。

国保問題、最後の質問となりますが、国民健康保険法第44条についてさきの議会で要綱がつくられていることはわかりました。この要綱に基づいて、本当に困ったとき利用できる目安を具体的にできないでしょうか、検討をお願いしたいと思いますが、お尋ねいたします。

次に、児童扶養手当についてお尋ねいたします。児童扶養手当については、児童扶養手当法が1961年、昭和36年に成立し、1962年から実施されてきています。ひとり親家庭の父または母、祖父母などの養育者に対して、対象となる児童が18歳まで、生活の安定と自立のために支給されます。児童扶養手当の月額、児童1人の場合、全額支給が4万2,290円、月額ですが、それから一部支給、所得に応じて4万2,280円から9,980円の中で割り振られるそうです。児童2人の場合は、全額支給の1人目にプラス9,990円、一部支給の場合は9,980円から5,000円の間でプラスになる。3人目になると、全額支給は5,990円、一部支給は5,980円から3,000円で、3年目以降はこの3人目と同じ額で支給をされていくということですが、4カ月まとめて後払になっているため、やりくりが大変なので、毎月支給にならないかという声が寄せられましたが、町として対応できないかお尋ねします。

笠松町での支給されている対象世帯や人数がどれぐらいおられるのか、また対象が増加しているのかもあわせてお尋ねします。

なお、就学援助についても同じ要望があると思いますが、先般の議会で教育長さんから児童扶養手当受給者の入学時については平成30年度から考慮するというお話は聞きましたけれど、その全てについて一月ずつ支給していただく体制がつかれないのかどうなのか、検討できないかお尋ねします。

次に、ごみ問題です。

これは、川島議員、それから伏屋議員からも角度を変えた質問がありましたので、あわせてお聞きしていきたいと思います。

ごみ問題については、通告してありますように、新施設の進捗状況と、施設組合の体制について、これまでと変わらず岐阜市長の組合責任者で進められるのでしょうか、お尋ねします。旧施設との関係があって、このままの体制でというお話がありましたが、私たちが必要とする羽島市における施設については、もう一つ体制を変えた形で、その部会となるという形でも良いと思いますが、進展を図っていくための体制が必要だと私は思いますが、どのように考えら

れるのかお尋ねします。

2つ目に、焼却施設についてですが、稼働するのは12年後、10年以上かかるのではないのでしょうか。人口減少は、ごみの減量にもつながると考えますが、笠松町、岐南町、羽島市の人口はどのように見込まれているのかお尋ねします。全国では、ピーク時には5,500万トンあったごみの量が減り続けていて、今では4,000万トンの半ばまでになっていて、焼却施設は全国で余っている状況だということですが、焼却施設や関連施設についてどのように考えておられるのかお尋ねします。

次に、ダンボールコンポストの普及についてですが、これまで生ごみの減量化の取り組みとしていろいろな製品を進めてこられました。ダンボールコンポストが広がりを見せていると思いますが、堆肥化し、利用していただくために、またごみの減量化のためにも町としてもう少しお手伝いをしていかないと多くの皆さんに取り組んでもらえることにはならないと考えますが、どのように考えられているのかお尋ねします。

あわせて教育長さんにお尋ねしたいと思いますが、教育の現場ではごみの分別や減量化についてどのような取り組みをしているのかお尋ねします。そして、給食の残菜について、ビニールの混入などは避けられていると思いますが、どのような注意をされているのかお尋ねします。

以上、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古田聖人君） 10番 長野議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、長野議員さんからの質問で、まず第1点目の国民健康保険についての中で、この国保の定率国庫負担の引き上げについての考え方についてであります。この定率の国庫負担金については、国保財政の基盤の確立と事業の健全な運営に資するため、国が負担をしているものであります。この国保の運営に対する財政支援については、定率国庫負担のほかに調整交付金とか、あるいは保険基盤安定制度などさまざまな形で行われております。この国民健康保険制度の改革に伴って、平成30年度からは県が財政運営の責任主体となることとなっており、この制度移行に際しましては、財政支援の拡充が図られることとなっております。

以上のように、国保制度につきましては、財政支援の拡充及び基盤の強化が図られているところであります。国保の健全な財政運営に当たっては、さらなる国の財政支援の拡充は不可欠なものと考えております。今年度も、私どもの町村会において国に要望を行っているところであり、今後は県を含めた国保保険者として、引き続き財政支援の拡充を求めていきたいと考えております。

また、2つ目に、国として年齢の引き上げを行うよう、県下自治体の総意として要求はできないかという御質問に対しては、子供に対する医療費の助成については全国の市町村で実施し

ていることから、子育て支援の大きな柱として果たしている役割は大きいと認識しております。県の町村会においては、今年度も国や県に対して子供に対する医療費助成について、国の制度として実施するよう要望を行っているところであり、今後も引き続き要望を行っていきたいと考えております。

次に、平成25年度の法定外繰り入れの理由や28年度の繰り入れの理由等の御質問であります。

平成25年度における法定外繰り入れについては、福祉医療費助成による定率国庫負担金のいわゆる削減分の補填を目的に行ったものであり、平成28年度も同様の理由によって繰り入れを行っております。平成28年度の繰入金額は822万3,000円ですが、この金額につきましては、平成27年度に算定方法の見直しを行ったことにより減少しておるわけであります。現在は、福祉医療の現物給付に係る減額調整対象医療費に、国庫負担率の32%を乗じた金額から県の補助金を差し引いた金額を繰り入れしておりますが、それ以前については福祉医療を実施していることによる波及増分に対する補填という考え方によって、保険者負担額から県の補助金を差し引くという方法で算定を行っていたものであります。

次に、子供の均等割の軽減についての中で、応益割の指定の理由と町の裁量についての御質問ですが、この被用者保険における保険料については、一般的に経済的負担能力に応じて賦課されるものとされる一方で、国保においては経済的負担能力に応じて賦課される部分と、被保険者またはその世帯が平等に負担する部分、いわゆる応能、応益の考え方により税率が決定をされております。国民健康保険税については地方税法第703条の4に規定されており、その計算方法について4方式や3方式、また2方式といったような方式とそれぞれの方式における標準割合が定められているところであり、この規定をもとに、町において条例で方式及び保険税率を決定しているわけですが、今回の制度改正に伴って、この標準割合に関する規定は廃止をされる予定であります。

平成30年度からの保険税については、何方式にするかや、あるいは税率をどうするかということについて、最終的に町で決定するものでありますので、この応益の割合についても町の裁量で決定をすることになります。この平等割の趣旨については、御質問にあったように、被保険者数が多い世帯の負担を緩和するものでありますが、現在の当町の国保世帯の被保険者数の状況を見ますと、11月末まで現在の状況で1人世帯が52.7%、また2人世帯まで含めると85%となっており、1世帯当たりの人数は少なくなっておって、別の視点で考えれば、人数の少ない世帯に負担をかけているとも言えます。

また、後期高齢者支援金及び介護納付金分についても、医療の給付費分とあわせて3方式とすることを検討しております。こちらについては、2方式から3方式になることから平等割が発生をし、均等割が減ることにもなります。

以上のことから、保険税の計算における応益の割合を、県の納付金の配分方法及び市町村の

標準保険料率の算出において使用される均等割70対平等割30にしていきたいという考え方を示させていただいたところでありますが、今後の国保運営協議会において、さらにこれは検討していきたいと考えております。

次に、国保法第44条の具体化についての御質問であります。御質問にあったとおり、国保法第44条における一部負担金の減免については取り扱い要綱により実施をしているところであり、この要綱には被保険者が災害や事業の休廃止、失業等の特別な理由により生活が著しく困難になった場合といった適用の理由及び適用の基準について明記をされております。

適用の基準及び減免の割合については、生活保護法に規定する保護の基準による基準生活費から判断することになりますが、その基準額については対象被保険者の年齢や世帯構成等によって異なってまいります。そのため、減免の適用については個別の相談により対応していきたいと考えているところであって、そのための制度の周知や、あるいは相談窓口の充実を図っていきたいと考えております。

次に、児童扶養手当の毎月支給への見直しについての御質問であります。児童扶養手当の支給者は児童扶養手当法の規定によって、都道府県知事あるいは市長及び福祉事務所を管理する町村長となっており、この福祉事務所を持たない当町においては岐阜県が支給を行っておりますので、町において対応することはできません。こうした中で、平成28年4月の児童扶養手当法の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、支給回数を隔月支給にすること等を含め検討することとされておりますので、今後厚労省や県の動向を注視してまいりたいと思います。

3つ目にごみ問題についてであります。

この新しい施設の進捗状況や体制についての御質問であります。この新施設の進捗状況はさきの川島議員にお答えしたとおりであります。また、施設組合の体制につきましても、これは現行の体制により進めていくものであります。

次に、人口減少によるごみの排出量の見込みと焼却施設の関連についての御質問であります。新施設の焼却施設は、各市町の一般廃棄物処理基本計画によるごみの発生予測をもとに検討しておるところであります。この計画は、今後の人口推計のほか、ごみの減量化に対する取り組みや例えば分別やリサイクルの推進、あるいは有料化による減量、ごみの発生抑制の啓発など排出抑制に向けた取り組みを各市町が行い、そこから予測されるごみの排出量によって、施設の規模を決定していくこととなります。

次に、ダンボールコンポストについての御質問であります。このダンボールコンポストの普及については、羽島環境の会によって、継続的な講習会を開催していただいているところにより、電気式機器などを用いた減量化制度により普及してきたものと考えております。

このダンボールコンポストを使用し、できた堆肥については、肥料として利用していただく

こととなりますが、利用することができない場合については、田代地内にあります天領の駅にて300円の買い物券と交換することが可能であると聞いております。このダンボールコンポストをさらに普及させるための課題としては、できた肥料の利用先の確保のほか、ダンボールコンポストの設置場所に困るなどの意見もあると聞いているところでもあります。

いずれにいたしましても、それぞれの家庭がごみの減量に対する取り組みを実践していただければありがたいお話ではありますが、毎日のことでもありますので、各家庭で無理なく、また毎日続けられることが基本であると考えておりますので、ダンボールコンポストの普及のための支援を初め今後もごみ減量化に対する施策は実施をしていきたいと考えております。

○議長（古田聖人君） 宮脇教育長。

○教育長（宮脇恭顯君） まず初めに、児童扶養手当等の支給に関連した就学援助金の実態と毎月の受給についてお答えをさせていただきます。就学援助は、学校教育法第25条に「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と定められているのが根拠でございます。その目的は、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第1条に「経済的理由によって就学困難な児童及び生徒について学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に対し、国が、必要な援助を与えることとし、それをもって小学校、中学校における義務教育の円滑な実施に資することを目的とする」とございます。

この根拠に基づきまして、教育委員会としましては、就学援助により全ての児童・生徒に義務教育の円滑な実施ができることを願って、御指摘いただきましたように、現在は7月、12月、3月の3回に分けて支給をしております。

本年度、国は、予算単価等の一部見直し並びに要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱の一部改正が通知されまして、新入学児童・生徒、学用品費の上限が小学校2万470円から4万600円、中学校では2万3,550円から4万7,400円に変更されて、かなり高額になっております。

また、通知には、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、中学校だけではなくて小学校等についても入学する年度の開始前に支給した新入学児童・生徒学用品費等を国庫補助対象にできるよう改正しています。つまり、この平成30年度に入学する、小学校1年生に入る子供たちは29年度の国庫補助対象にするという意味でございます。

こういった国の通知を踏まえ、今後適正に対応する必要があると考えております。現在、就学援助費、特別支援教育就学奨励費は全ての保護者に口座振り込みをお願いしております。直接に引き落として、学校に振り込まれる仕組みとしております。現在、就学援助費は約130名、それから特別支援教育就学援助奨励費は約40名が対象になっております。未納が生じたときには、最終就学援助金の支給時に通帳の中から引き落としができるように保護者に御了解をいた

だいて、きちんと納めていただいているところでございます。

支援金のうち、修学旅行費、校外活動費等については、これは校外研修等に使うお金ですが、現在は活動の実費を学校から報告していただいて、そのかかった金額を補助しているという仕組みになっておりますので、これを前もって月々に予想して割り振ってお支払いするということは、後に返納していただくような事務まで生ずることになりまして、非常に事務が困難、複雑になると思いますし、保護者にも御迷惑がかかるということで、現在は考えていないというのが現実でございます。

もう一つの御質問、学校教育でのごみの減量化について、学校におけるごみの分別や減量化、給食の残菜については、ビニールなどを入れないような注意はされているのかという御質問でございます。

学校における給食の残菜は、学校給食センターで回収していただいて、給食センターで残菜処理機で水分を抜いてしまって、言ってみれば押さえても水分が感じられないようにして回収、減量化を行って学校給食センターにおいて処理をしていただいております。

次に、ストローとか果物等が包装されてきますビニール等につきましては、町の許可業者に収集していただき、それから牛乳パックについては全部の子供たちが牛乳パックを開いて、洗って、そしてそれぞれの学校で乾燥させて集めて、これも収集業者に収集していただいて、トイレットペーパー等にかえていただいております。

また、学校で最も多く使われる紙につきましては、裏紙の利用等、有効に活用するとともに、使用済みの公文書等については、アメニティーバッグで回収するなどごみの減量化に取り組んでおります。

学校では、さらにリサイクル活動を進めておりまして、家庭のアルミ缶やペットボトルを学校に持ってきて回収し、それをJRC委員会や4年生など環境福祉の学習の延長として、車椅子や役場にもありますつえ置きなどにかえていただいて公共の施設等に寄贈する、そういった取り組みも行っているのが現実でございます。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） それでは私のほうから児童扶養手当の支給についてということの中の児童扶養手当の受給者数と推移についてお答えさせていただきます。

当町における児童扶養手当の受給者数は、平成29年11月末現在で、受給資格者数169世帯、対象児童数236人であります。

また、この5年間における受給者数の推移ですが、離婚などによる資格取得、婚姻・転出などによる資格喪失などにより、各年度に多少の変動はありますがおおむね横ばいで推移しております。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

それでは、国民健康保険についてからお願いいたします。

応益割の35%と15%の関係ですが、県議会議員を通して県の意向を聞いていただきました。そうしたら、国も県もこの35%と15%にはこだわっていないということです。そこで町長さんにお聞きしたいのは、現在、笠松が均等割で2万4,000円、そして平等割で3万4,000円ということで、ここに1万円の差がついているわけですが、これはやはり子供の数や、扶養家族の多い人の負担への配慮ですね。県の指定はないということです。こちらで考えればいいということなら、町長さんをお願いしたい。このまま県の指定のようにやっていると、やっぱり家族の多い者に負担が重く行くというような、実際に厳しいことになると思います。大抵、扶養家族は妻と子供になると思いますので、また高齢者もいるかもしれませんけれど、国保の対象は74歳までですよ、それからいきましても。

もう一つ、独自に子供の均等割の軽減についてというので、要するに働けない子供、そして次の世代を担う大事な子供たちの命の問題としても、子供の均等割、人数割を取るべきではないのではないかというのが、今全国的に運動として進められようとしております。笠松町はそういうことも考慮されて、この2万4,000円、3万4,000円がつくられていたのではないかと、私も今回、国保の運営協議会に入って計算された中身を見まして、ああ、こんなところに思いやりがあったと思っておりました。

そうしたら、来年度からの試算をされたのが、この35%と15%になって計算されていきましたので、やはりここは一度検討してくださいということで、運営協議会では発言をしておきましたけれども、町長、このところをしっかりと、町長の威信で決まることのようなので、考えていただきたいと思いますが、笠松町の住民への思いやりの一つだと思っただけに、ぜひとも検討していただけないのかお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、長野議員さんが言われたのもそのとおりでもあります。先ほどもお答えしたように、今国保の世帯をいろいろ分析してみますと、1人世帯、あるいは2人世帯までまぜると85%の人がもう1人か2人の世帯なので、確かに子供の多い世帯もあるかもしれませんが、そういうことを考えたときに、均等割と平等割によって、いわゆる負担が重くなったり、軽くなったりする人の割合というのはやっぱり考え方によってはいろいろ考えられることもありますので、これはやっぱり今言いましたように、もう一度その辺のことをよく考えて、国保の運営協議会においても議論していただきながら、私どもとしてもやはり考え方をまとめて、もう一度検討していきたい、いかなければならない問題ではないかと思っていますから、そのこともぜひ御理解をいただきたいとは思っています。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 検討するというだけはお願ひしておきたいのですが、間違いなく検討していただきたいと思います。

世帯、多くてもやっぱり2人か1人のところに少し多目になっても、家族の中の2人世帯のところのほうが負担が重くなることだけは間違いのないと思うんです。今、35%と15%の割合で取られるとですよ。ですから、ぜひその辺を検討していただくということだけはお約束していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

次に行かせていただきます。

次に、全国の町村長会もまた議長会でもこの国保の運営の安定を本当に要望されていますが、初めから社会保険に入れられない人たちを、全ての国民の命の保障をするためにできたのがこの皆保険、その精神のもとで本当に国もちゃんと検討されていくべきだと思うので、懲りずに引き続き要望をしていってほしいと思います。国はやる気になればできる力を持っていると思いますので、ぜひお願ひしたいと思います。

それから、法定外繰り入れは、給付金の全額の中に笠松町の分はそのまま請求の中に入ってきているものなのか、それとも給付外のこととして考えていくものなのか、それはどのようになっているのでしょうか。

○議長（古田聖人君） この際、暫時休憩します。

休憩 午後2時10分

再開 午後2時11分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

[10番議員挙手]

長野議員。

○10番（長野恒美君） 済みません。県が今度1月に示されてくる納付金の中には、笠松町として法定外に繰り入れていったものを全部含めた数字になってあらわれてくるのか、町が責任を持ってやるものとして別建てになるのか。

このあたりのことで、例えば財政上、国保1人1万円引き下げているとか、それぞれの自治体の一般会計から繰り入れてやっているのがあたりして、それも含めて納付金に請求されてくるのか、そこは町独自で考えていいよというふうになるのか。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 済みません。この国庫負担金は、平成30年度からは県のほうに入ってくるようになります。入ってくるときに、福祉医療分というのは波及分については減額

がされてきます。それに対して、納付金はいろいろ計算されて入ってくるんですけども、最終的には市町村、町のほうで、その32%減額された分については一般会計から現状と同じような形で繰り入れすることは考えられると思います。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 納付金外として考えていくということになるのかなと思いますが、また国保運営協議会の論議にしていきたいと思います。よろしくお願いします。

それで、第44条につきましては、その都度説明してくださる中で、本当に利用されるための方法は市町村として考えられることのように思いますので、また考えてみてほしいと思いますし、よく相談に乗って対応してくださるようお願いしていただきたいと思いますが、宣伝だけは、こういう制度がありますよということだけは、年に何回か広報としてでも結構ですので、十分知らせていただくことをお願いして、その質問は終わります。

そして、児童扶養手当につきましては、平成28年4月に法改正があったということですので、笠松町としては、これは実現がいつごろになりそうなのか、来年度から実行ということにはならないのかどうなのかお尋ねします。

○議長（古田聖人君） 服部部長。

○住民福祉部長（服部敦美君） 児童扶養手当につきましては、先ほども町長が答弁させていただきましたが、岐阜県のほうで決めております。

岐阜県がいつからやるかというのは、国からの通知で、また岐阜県からまた市町村には通知が来ると思いますので、新聞報道とかによりますと2019年度というようなことも出ておりますが、今のところはまだ県のほうから通知がございませんので、通知が来次第、それに基づいて実施していきたいと思っております。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） どうぞ一日も早い実現をお待ちしております。

それでは次にごみ問題についてですが、全体の体制は羽島衛生施設組合という体制でいくことはこれまでも論議をしたし、そのようにしかならないということですけども、この新しい施設をつくっていくことについて、組合の中で責任を明確にした形での推進体制はないんでしょうかお尋ねします。組合長さんは、今でも岐阜市長さんですよ。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今の現行の体制で、この施設のことについて組合として進めているのは、今の現状のままでいくというのは現況の答えとして言えることだと思います。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） なかなか難しいかなとは思いますが、もう少し羽島市が責任を持ってやってくれるような状況が必要じゃないのかなと思う次第でございます。

それでは次に、ダンボールコンポストで、私が思うのは、これは比較的やりやすいんですよね、この堆肥化していくために。ただ、堆肥化した後、やっぱり農業委員会とか農業者の人たち、土地のある方とタイアップするとか、そういうのを環境課として引き取り先をつくっていただくということですかね。そういうようなことをお手伝いしてあげられるといいのではないかなと思っておるんですが、どうでしょうか。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

ダンボールコンポストのほうに、取り組んでいただく方というのは、基本的にやっぱり堆肥を御自分で利用したいという方が多くいらっしゃいまして、そういう方でない方のために、先ほど町長が答弁申し上げましたように、300円の商品券と引き取りというような事業もあわせて実施をさせていただいております。

御参考までに申し上げますと、平成28年度には引き取りを希望された方が12件という数でございましたので、それぐらいの数量ですので、現在は畑での実際の施肥をする講習会も行っておりまして、回収した堆肥についてはそういった利用方法で活用させていただいているという状況でございます。

今後、その引き取りの堆肥数が多くなってきた場合には、いろんなまた手法も考えてまいりたい、このように考えているところでございます。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） 天領の駅で300円の商品券と交換しているとのことですが、天領の駅がそれをどのようなふうにして引き取り、利用されて、その利用先はどこなのかを調べていただきたいと言っておきましたが、どうなったでしょうか。

○議長（古田聖人君） 村井部長。

○企画環境経済部長（村井隆文君） お答えをさせていただきます。

先ほどお答えさせていただいたように、引き取って回収したのものについては、畑で実際にどういうふう施肥をするかという講習を、羽島環境の会のほうで年に2回開催をしていただいております、その講習会に使用させていただいているという現状でございます。

[10番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

ただ、本当に減量化に努めるということなら、もう少し町としてそのあたりでの組織化や、天領の駅の方たち、間宮さんですが、自分が農家ではないはずですし、任せきりではいけないと思いますが、そこを町としてもう少し何か知恵を働かせていただき、そして町としてしっかり取り組んでいただきたい。例えば天領の駅へ行ったら300円の商品券がもらえて、引き取ってくれますよと宣伝すれば、宣伝はされていないですよ、私も初めてこの機会に知りましたけれど。このままでは本当の取り組みになっていかないと思いますし、真剣にやっぱり減量化を考えていくべきだと思いますが、町長にお考えをお聞きします。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、御指摘いただいたことはそのとおりだと思います。

今、御指摘いただいた部分に関して、いま一度やはり利用方法について真剣に考えていきたいと思っています。

私どもの町自身は、やっぱり都市近郊の町でありますから、自分のところの町で全てが消費できる、これは難しいと思いますから、そういったことはやはり我々の今の情報の中で考えられることをやっていきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 長野議員。

○10番（長野恒美君） ありがとうございます。

ただ、伏屋議員から競馬場の堆肥のブランド化の話もありましたが、できたらそういうふうにごみが生かされていくような政策を、生ごみは本当に1週間にしっかりとたまります、ですから、ぜひぜひその対策を、できてからでは遅いので早目からやっていただくことをお願いし、質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（古田聖人君） この際、2時40分まで休憩します。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

○議長（古田聖人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

8番 安田敏雄議員の質問を許します。

○8番（安田敏雄君） 議長のお許しをいただきましたので、地元の当面の課題ということで質問事項ということで、笠松競馬円城寺厩舎及び新学校給食センター周辺の環境整備について質問させていただきます。

まず第1点として、笠松競馬の円城寺厩舎付近の除草、羽島用水周辺の側溝及び排水路について質問させていただきます。

ことし5月ごろ、町内の農業従事者より水の取り入れができないと聞き、昨年と同じような

苦情を何度も聞いておりました。早速、町の担当者と羽島用水の方に現場に来ていただき解決したように思いますが、今後もたびたび起こることが心配されます。そんな中、待望の給食センターが平成30年4月1日より稼働されますということでございます。写真でお見せしたように、周辺は雑草が生い茂り、道路にはみ出すほどです。

また、厩舎と給食センターの周辺は羽島用水の水路、町の側溝、排水路が取り囲んでいますが、雑草が覆いかぶさり流れがせきとめられています。5月、6月の入梅時期になると競馬場の異臭が感じられることもあります。下水道の加入もまだ100%には届いていません。やはり給食センターの周辺の除草、また、排水路、用水の管理はきっちりとさせていただきたいと思うところです。

また、写真の撮影は9月25日ごろですが、現在は冬季ですので、状態も少し違うかもしれませんが、来年の5月、6月にはこのようになると思われま

す。そこで第1回目の質問ですが、年に1回は、5月、6月ごろに町の担当者、競馬場の担当者、羽島用水の3者に現場を見ていただき、対策を立てていただけませんか。それぞれの立場から担当業務と責任を明確にして対応していただく必要があると思いますが、どのようにお考えでしょうか。答弁をお願いいたします。やはり、給食センターと厩舎の周辺を清潔に美しくしていただきたいと思っております。

2点目ですが、給食センターの開始に伴う西側の道路拡張、東側の排水路整備の今後の進め方、県道からの進入口の整備はどのように考えておられるか。また、進捗状況をお示してください。これで第1回目の質問を終わります。

○議長（古田聖人君） 8番 安田議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、安田議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

今、御指摘があった給食センター周辺の環境整備については、御地元の議員としていろいろ御心配なことがあったと思いますが、御質問いただいたことにまず答弁をさせていただきます。

まず第1点目の町と競馬場と羽島用水の担当者において環境整備について対応することについてであります。これは現在、側溝や排水路などの堆積物については、これは町と羽島用水でそれぞれ必要に応じてしゅんせつ作業を行っておりますが、この道路や水路ののり面の雑草についてはこれは隣接する地権者の方にお問い合わせをしたり、あるいは円城寺厩舎周辺については競馬組合に除草の協力をお願いしております。

現地での担当者間の打ち合わせについては、作業の連絡調整やあるいは問題等の情報共有を図る上で、大変有効であると考えておりますので、5月は農業用水の取水が始まって雑草の成長が進む時期でありますので、それまでには町から羽島用水や競馬組合へ立ち会いを依頼して除草作業等を調整し、対応してまいりたいと思っております。

また、この給食センターの開始に伴って西側の道路の拡張、そしてまた東側の排水路等の問題、そして県道からの進入口の整備の問題、このようなことはどのようになっているかという御質問であります。この給食センター西側の道路は、幹線町道の整備計画路線でありまして、9.5メートルの道路幅に拡張する計画となっております。この南の県道から北の交差点までの道路延長は約195メートルありますが、そのうち南から給食センターまでの約160メートルの区間においては、道路の東側を拡張し、道路敷で7.35メートルとなっております。県道からの進入口の整備につきましては、県と協議を行い、道路拡張の幅に合わせて東側歩道の植樹帯を撤去いたします。

拡張工事の進捗につきましては、今年度中の完了に向けて、給食センターの建築工事と調整をしながら進めてまいります。なお、東側の排水路につきましては、給食センター敷地の造成時に水路脇をコンクリートで固め雑草対策を講じており、水路の清掃については、給食センター完成後に施工業者及び羽島用水によりしゅんせつを行う調整をしているところであり、今後も引き続き、給食センター周辺の環境美化については配慮してまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 8番 安田議員。

○8番（安田敏雄君） どうも明快な御回答ありがとうございました。

給食センターがこの計画になり来年4月1日から業務開始になるわけですが、厩舎の周辺、給食センターの周辺、今、町長さんが言われたように、やはり田んぼ、田んぼというか、畑とか田んぼなんかは民地だから、のり面は各自分で行っていただくというのが本来の建前だと思います。

その中で、この写真でお見せしたように、特に競馬場のこの周辺、厩舎周辺、また今度の給食センターのすぐ西よりもう一本西の広い道路なんです。それは必ずや町や競馬場の敷地内だろうと思います。きょうも昼休みにちょっとぐるっと回ってきたんですが、今ちょっと枯れていますけれども、今始まったことじゃなくて、競馬場の業者に何回も何回もお願いして、また5月、6月ごろには水の入りが悪いということになると、やはり水路にどうしても草がたまったり、ごみがたまったりして田植え時期に水が入らないということで、たびたびお願いして過ごしたわけですが、今回給食センターがこの地にできるということで、給食センターというのはやはり美しくきれいに清潔に運営していかなくてはならんのかなということで、今回質問させていただきました。

この4月の前に竣工式があるんですが、これは本当に皆さん方、僕が思うのは2月か3月の頭ぐらいに一度この周辺を見ていただいて、やはり入梅時期になると大変で、ここ給食センターも人が出入りするには窓があきますので、小さな虫とか害虫が給食センターの中に入ると大変です。今の中学生、小学生は虫が一匹入っておっても給食を食べないというようなこと

で大変危惧されると思いますので、町長さん、もう一度、ここの施設の完成前に現状を見ていただいて、これなら給食センターが清潔に給食が提供できる最良の場所であるということを確認の上進めていただきたい。3月の下旬には竣工式があると思いますし、4月から給食開始が始まるので、やはりもう一度、町長さんにこの2月の下旬か3月に、我々議員も一緒になってこの周辺を見ていただきたい、このように思っておりますが、そのようなことをちょっとお考えのほうはどうか。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、議員から御指摘いただいたとおりでありますし、やはり4月から稼働する給食センターというのは、成長期にある児童や生徒の食事でありますから、大変そういう意味でも責任が重いことでもありますから、町長としてそのことをきちんと対応するように努力することと、また笠松競馬場の管理者としても責任がありますから、競馬場に対しても適切な対応をきちっとできるように、申し入れをして進めていきたいと思っております。

また、将来的にも、これもまた安田議員と地元の皆さんにも御相談するように、競馬場のいろんなりリニューアル計画もありますので、そういう流れも踏まえてきちとした整備体制をとっていけるように心がけてまいりたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

この雑草の生い茂りだけは本当に前々から3年も5年も前から私も思っていたことなのですが、たまたま今回4月から給食センターができるということで、やはりこれは一般質問でやるべきではないかわかりませんが、町当局、また羽島用水、競馬場の管理者としてやはり3者がきちんこの周辺を、農地のところは別として競馬場の周り、またこの給食センターの周り、またJRののり面も、この間JRのほうは刈っていただきましたけど、そのJRのほうも最近生い茂るような状態ですので、このまた給食センターのすぐ北のほうには馬ふん置き場もあるわけですので、そこら辺もきょう、伏屋議員も質問があったように、これもこれからおいをなくすためにもやっていかなきゃならんと、このように思っております。

その中、この給食センター、1つだけ聞きますが、水の管理は下水へ、雑排水は全部下水に入れて、今の東のこの写真にあるように、コンクリートを打っていただいたけど、東のほうへは雨水だけが流れるようにして、下水は西側の道路へ入れるので、給食の水は全部下水へ入れるように施工してありますか、そこら辺だけ確認させてください。

○議長（古田聖人君） 足立部長。

○教育文化部長（足立篤隆君） お答えをいたします。

調理などに使った水につきましては、排水ということで下水のほうへ流させていただきますし

て、雨水とかそういったものにつきましては、公のほうの排水で流させていただきます。

〔「排水はどっち、東」と8番議員の声あり〕

東です。雨水は東。

〔「下水に関しては北」と8番議員の声あり〕

そうです。

以上です。

〔8番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

この給食センターの開始までには下水があそこを通るということで、大変難しい人も近くに見えるそうですので、大変苦勞されたと聞いておりますけれども、というのは今、東のほうへ雨水を流されるんだけど、まだ東側へ北の民家の方が家庭の雑排水を下水へ入れずにそのまま東へ入れているんですね。それで、東側の今、町長さんが言われた暗渠化のあのり面をきれいにコンクリートをしていただいて、この写真の一番左下に載っているんですが、この排水は全然水が流れない、どぼんとしたところなんですね。

しゅんせつしたときはきれいになりますが、2カ月、3カ月すればまた汚い雑排水がそこにたまっちゃうということで、大変不衛生に僕は思うんですね。

こんなことを言っただけでは悪いんですが、やはりこれは絶えず町当局も給食センターの方もこの排水は注意深く見ていただかないかかなというふうで思っていますので、調理の雑排水はもちろん下水のほうへ流れると思いますが、そこら辺だけまた注意深く職員の方に見ていただくように、必ず水がたまらないように見ておっていただきたいと思います。

それと1つちょっとつけ加えて聞きますけれども、今、西の道路、今度拡幅していただきますということは今も町長さんに伺いましたが、ゲンキーの家ともう一本北にアパートがありますね。その真ん中に田が3区画か4区画あります。それでその中に僕、気になって思ったんですが、この9月、10月に稲刈りをやらずに稲が全部倒れちゃってそのままになっているんですね、1区画だけ。僕が思うのは、給食センターの壁とゲンキーの壁との間で、この前の9月から10月ごろに風が巻いて、全部稲が倒れちゃったと思うんですね。それに関して、地主の方から何か苦情というんですか、何か町の担当者のほうへ電話があったかないかちょっと僕も心配ですので、地元としてそんなようなお話はないのか、地主の方が稲刈りするのは面倒くさいから、そのままほかってあるものなのか、一遍そこら辺ちょっと確認させてください。

○議長（古田聖人君） 田中部長。

○建設水道部長（田中幸治君） 御質問の農地に関する苦情等があったかどうかという件でございますが、建設水道部のほうには特段、苦情というのは届いておりません。

また、給食センターのほうにも確認をさせていただきましたが、そちらのほうにもそういった苦情が、給食センターが原因であるというような苦情はいただいていないというような状況でございます。

[8 番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 安田議員。

○8番（安田敏雄君） ありがとうございます。

あと3カ月ほどですので、素晴らしい給食センターができると思います。やはり小学校、中学校の子供さんも給食センターができたらいまいものを食わせてくれるんじゃないかなという期待を持っていると思いますので、予算の範囲内で、また立派な施設にさせていただき、給食センターのさらなる発展を願うわけでございます。

地元としてやはりこの周辺、特に先ほど町長さんも言われたように、競馬場の管理者である上、また町の担当ということで、やはり農地ののり面ということじゃなくて、側溝やら排水、羽島用水やら排水も全部通っていますので、そこら辺だけ慎重に今後の給食センターの開所に向けて進めていただきたいということで要望しておきます。ありがとうございました。

○議長（古田聖人君） 続きまして、9番 船橋義明議員。

○9番（船橋義明君） 議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

質問事項、笠松春まつり（みこし）の存続、継承についてが事項でありまして、質問要旨3点上げてあります。

1番、みこしの存続、継承における課題について、2番、課題解決のための対策について、3番、これからの春まつりの方向性についてを質問させていただきます。

春まつりのみこしにつきましては、以前、平成24年第1回定例会にも質問いたしました、そのときの内容と多少違いがありますが、その後、各町内の事情も変化しており、みこしを存続していく上で一層深刻な問題が発生しているものと危惧いたしております。再度質問をさせていただきます。

御承知のように、笠松地区の春まつりのみこしにつきましては、出番町内を定めて一定期間のローテーションで実施しており、その期間は平成4年から平成9年までは3年ごと、平成10年から平成25年までは4年ごと、それから平成26年から平成28年までは3年ごとで実施されております。

直近の実績といたしましては、平成26年度、出番町内10町内に対して参加町内が8、2町内合同が2組あるそうですけど、不参加町内が2ということですね。それから、平成27年度は、出番町内が14、参加町内が7、不参加町内が7ということでもありますね。それから、平成28年度は、出番町内11に対して参加町内が8、不参加町内が3というのが直近の実績であります。

町内まで申し上げると時間がかかりますが、26年度では出番町内が西町、泉町、県町、奈良町、若葉町、西金池町、門前町、朝日町、春日・東陽・常盤町、友楽町、その中で参加町内が西町、泉町、県町、奈良町、西金池町、門前町、それから春日・東陽・常盤町、友楽町、不参加が若葉町、朝日町が西町に協力しておられるようです。

27年度が下本町、上本町、これは山車でありますね。それから西宮町、東宮町、下柳川町、大池町、下新町、八幡町、二見町、清住町、弥生町、美笠通1・2・3丁目、中新町、月美・緑町と、参加町内が下本町、西宮町、下柳川町、下新町、八幡町、中新町、月美・緑町ですね。不参加町内が上本町、東宮町、大池町、二見町、清住町、弥生町、美笠通1・2・3丁目。

ちなみにもう一つ、28年度が出番町内、天王町、柳原町、宮川町、上柳川町、瓢町、上新町、新町、松栄町1・2・3丁目、桜町。参加町内が天王町、柳原町、宮川町、上柳川町、上新町、松栄町1・2・3丁目。不参加町内が瓢町、新町、桜町、桜町は柳原町のほうに協力しておられるようであります。

このような直近の実績であります、来年度は一番欠席、不参加町内が多かった年が当たっております。ということで、不参加町内が以前よりふえてきているように感じます。これらの結果を踏まえて、平成29年から平成31年までの3年間と聞いておりますが、そこで、このように出番町内打合会で決められたときもいろいろと議論があったとは推測されますが、どのような課題が上げられていたか、またどのようなことが課題であったと思われるのか、町長のお考えをお聞きしたいと思います。また、それらの課題解決に向けてどのような対策が考えられるか、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

私は、笠松春まつりは町にとっての重要な伝統行事であり、守り、継承していくべき文化であるとともに、地域コミュニティの醸成を促し、地域の活性化につながる大切な町内行事でもあると考えておる一人であります。そのため、何らかの対策を講じて笠松春まつりを存続、継承をしていかなければならないと考えておりますが、町としてはこれからの春まつりの方向性をどのようにお考えになっているのか、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

1回目の質問を終わります。

○議長（古田聖人君） 9番 船橋議員の質問に対する答弁を求めます。

広江町長。

○町長（広江正明君） それでは、船橋議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

この春まつりの問題に関しては、御質問の中にもあったように、平成24年第1回定例会においても、船橋議員から御質問をいただきました。笠松の地元の議員としてこの祭りに対する思いが込められておりましたが、そういう中でこの24年の後に、出番町内のあり方など、やはり新たな体制について、今度は笠松地域の町内が集まっていたいただいて、協議や検討をしていただきました。当時の取り組みとしては、出番町内の現状やあるいは今後のあり方について意見交

換やあるいはアンケートを行っていただいて、各町内の現状を調査させていただきました。

そこから課題や、各町内が所有するみこしの数や種類等が把握されて、それからそれらの結果を踏まえて、この全町内が参加をして協力し、応援等を実施して祭りのにぎわいを復活させるといった、いわゆる春まつりに対する基本方針を決定させていただきました。笠松地域の町内会でこの意思統一が図られたわけでありますが、その基本方針の中ではいわゆる3年ごとの出番とすることや、あるいは当該年度の出番町内全てがみこしパレードに参加することを基本とすることということや、あるいはみこしを保有していない町内についても、みこしでの参加を基本とすること、ただし世帯数が著しく少ないなどの要因がある町内は他の町内と協力体制を構築して参加をすることというようなことが皆さんで決定をされて、この基本方針に基づいて、各町内で春まつり参加に向けて御努力をいただいていたところであります。

しかし、ここ数年の出番町内の参加状況を見ましても、今御質問にあったとおりであります。この全町内参加とはなっておらず、また依然として少子・高齢化による担ぎ手の人員不足や、あるいはみこしの維持管理費や、またレンタル費用などの金銭的な問題が大きな課題となってきたように思われております。

そういうような中で、この課題に向けてどのような対策を考えているのかという御質問であります。昨年度行われましたこの出番町内の打合会においても、おおむね前回と同様の課題が出され、議論されたものの、結果としては、引き続き平成29年から31年まで前回の基本方針に基づいて3年のローテーションで行うことが決定をされたところあります。

ですから、現時点において私としては基本方針で定められたように、各町内で祭りのにぎわいを復活させるという機運が高まり、春まつりを盛り上げていただけることを期待するところあります。

ただ、アンケート結果から、このみこしに参加できない一番の理由というのが、いわゆる高齢化などによる担ぎ手の人員不足ということになっておりますので、笠松地域の町内で決められた基本方針にあるように、みこしの共同実施やあるいは人員の応援、そしてまた各町内で協力して実施されることが有効な方法ではないかと考えております。

そして、春まつりの今後の方向性についてのお尋ねであります。私としても、議員が言われるように春まつりは町にとって重要な伝統行事でもあります。これを守って継承すべき文化であると考えております。しかしながら、時代とともにこの地域コミュニティーのあり方が変わっていく中で、この時代に合った祭りの運営方法というのを検討していくことも必要になってまいりました。以前のアンケートの中に、春まつりに魅力のある催しを加えて、集客力を上げることが必要ではないかといった御提案や、あるいは町の全行事を見直す必要もあるのではないかとといったような御意見もいただいております。

31年度までは現在の出番町内の方法で行われますので、その後の32年度以降の春まつりの方

向性については、これはみこしパレード等の運営方法も含めてイベント実行委員会や町内会、そしてまた氏子会の皆さん、そして議員の皆さんとも再編成に向けて協議や検討をしてみたいと思っております。

[9 番議員挙手]

○議長（古田聖人君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） 今、まさに町長がおっしゃるとおりではあるとは思いますが、現実、我々春日・東陽でありますけれども、笠小校下では一番大きい町内であると思っております。絶対に我々の町内からみこしはなくしちゃいかんということで燃えてやっておるわけですが、現実に参加者は二百数十名、二百十何名か20名かちょっと数字ははっきりしておりませんが、それぐらいの申し込みがあって参加させていただきました。現実が一番大切なつり手が二、三十人ということで、あとはリヤカーを引っ張ったり、いろいろ歩いて祝儀を集めてもらったり、いろんな仕事があって皆さんにお手伝いをいただいたわけでありますけれども、高齢化の関係で本当に春日・東陽から八幡神社、あるいは産霊さん、それから歴史未来館、その辺を回ってくると大変な重労働だと思うんですね。中には、祭りが終わったら1カ月寝込んでしまったというような人が出てきたり、内情は心配しております。

一応パレードということですので、協力せんとあかんと思っておりますけれども、そういうことが現状でありますので、何とかいい方法がないかなと思って、きょう質問に立ったわけです。この間、商工会のほうで、ちょっと内容は違いますが、空き家対策みたいな講演がありました。ちょっと私も笠松町がやっておるもので焦点は違わんかと思って行ったんですけれども、その業者いわく、小学生にもアンケートをとったと。笠松町は好きですか嫌いですか、どこがいいですかというようなアンケートをとったら、小学生が笠松は伝統がありますと、伝統があるで好きやと、まして交通の利便性もいいと、だから好きやということを書いてくれたといって業者が感心しておりました。

だから、そういった意味におきまして、伝統はやっぱりどうしても守っていききたいということがあるもので、何とか町のほうとしてもいろいろな方法を考えてやっていただきたいと思うんですけれども、考えるといってもそりゃあ町長さんがつてくれと言うわけにもいかんし、どうしたらいいかなと思っているんですけれども。

補助金も大分、今の金額でもう何十年もたってきておるわけですが、一度そのあたりも一遍よく考え直してもらって。今読み上げました中で、よその町内へ行って協力参加しておるといっても確かにありますね。我々の近くでいえば奈良町と西金池町はいつも一緒にやっ

して、協力してくださいと、何とか補助金も考えましょうというようなことがあってもいいかなと思うんですけども。何を協力するべきと言ったって、結局力をかしてくれというわけにはいかへんもんで、それ以外のことで考えていかんと仕方がないと思うわけですけども、そんなことは聞かないですか。御答弁願います。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、いろいろ議員が思いを言われたとおりであります、やはり今の奈良町や西金池町の問題や、あるいは私どもの町にしても天王町や門前町と一緒にやったりというの、これはやっぱりそれぞれの町内が財産として持っていたり、文化として持っているものを例えば3つの町内が一緒になってやってくださいと行政からお願いしても、これはできるものではないことと同時に、やはりそういう危機感を持った地元が自然発生的に一緒にこれは守りたいからやろうよというふうにならないと、なかなか3つの町内一つ一つを一つになんていう数合わせ的なことを行政が言っても、これはできるものでないことは嫌というほどやっぱり感じてまいりましたので、そういう危機感をやはりもう一度皆さんが持っていただきたい。子供もまたこういう文化や歴史を持った町が好きなんだという気持ちを持っていけば、このことはやっぱり継承していきたいと思っております。

ただ、そのことと、じゃあ補助金やお金をもっと出すのでお願いしたいというのとはまた別な問題もありますので、お金だけでこれは継続していくことはなかなか難しいんじゃないかと思えます。ですから、皆さんのそういう高まりが、もっと危機感を持った行事としてやろうという気持ちがなければこれはやっぱり長続きしないのも事実でありますので、今いろんな思いや我々の考えも含めて、平成31年度まで今の体制ですから、32年度からは体制をどうするかということも含めて、みんなが今から2年間かかって意見交換しながら方向性を見つけること、今回質問いただいたことがいいきっかけでありますから、そのことを町内会にも通じて、これからは進めていきたい、真剣に考えていきたいと思っております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） まさにそのとおりやと思えますけれども、ただ、みんな、考えないかんよと言うだけではなかなかね。今まで考えてきたわけでありましてけれども、それがなかなか実施できんというのが現状であります。考えられる何かいいグループをつくって、しっかり検討していただきたい。前にも言ったと思えますけれども、ほかの地域でも人が少なく大変だと聞いております。

せんだって行きました出石、兵庫県のね。あの出石は大変立派なお祭りがあるんですね。たまたま私、前行ったときに偶然にお祭りにぶつかって、行った先で見たんですけども、本当ににぎやかな立派なお祭りがあり、おみこしもやるんですけども、それもやっぱり聞いてみ

ると、外部からどんどん来てもらってやっている。それだけそのみこしに対して魅力があるということというふうだと思います。

だから、笠松もいい伝統があるんやから、伝統を生かすように、その魅力を十分に発揮して、この前、竹中議員が言っていたような観光協会とかいろんな組織を使ってやっぱり発展させていくべきやと思いますが、そのあたりもうちょっと。

○議長（古田聖人君） 広江町長。

○町長（広江正明君） 今、御提案いただいた考え方はそのとおりだと思います。

当然、商工会やあるいはこれから皆さんがどう対応していくかというものにかかわっている観光協会の問題、これはまちづくりに大きなやっぱり意味があることであります。そういうことも含めて、その32年度の体制づくりというのはやはりしっかりした基本的な考え方を持って、この祭りは継続させるんだということの思いがなければ、決して言っているだけではなかなか進まないのが現状であります。

本町通りにある山車もそうでありますし、おばばのお祭りもそうでありますし、本みこしやいろんなものを含めて立派なやはり伝統と歴史がある祭りでありますから、歴史や伝統があつたって人がいなけりゃ何ともなりませんので、基本的にそれをどうするかということはこの2年間のうちにもう一度洗い直すことは大事だと思います。それによって、ひょっとして前、竹中議員から質問があったように、自発的にいわゆる観光協会の機運が出てくることもきっかけになるかもしれませんので、そのことも踏まえていい機会でありますから対応を進めていきたいと考えております。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） ありがとうございます。

今、先ほどからちょっと言い忘れたことがありますけれども、お祭りが日曜日ですね。明る日、会社に行かないかん。疲れたらかなわんという声も随分あるんですね。だから、やっぱりその辺も考えると。昔は14、15日といったら休みやったんですね。我々子供のころは学校休みやでと喜んで行ったもんですけれども、そういう曜日のことも、例えば土曜日にやったら明る日は休みやでできるかというようなこともあるような気がするんです。事実、聞いたことがあります。また、その辺もちょっとお考えの中に入れて、一遍検討していただきたいと思うんですけれども、お願いします。

○議長（古田聖人君） 町長。

○町長（広江正明君） やっぱり現在は、いろんな生活が多様化してきて土曜日が休みじゃない人もいっぱい見えるし、日曜日が休みになる人もいっぱい見えるという社会状況でもありますので、いわゆる最大公約数的に日曜日になっていると思います。やはり昔のように笠松は14、

15日がお宮のお祭りですから、それに合わせるものが本来のお祭りではありますが、それがもう形態が変わってきて土・日になったわけですから、土曜日がいいか日曜日がいいかというのも、これもやっぱり今の皆さんのいろんな検討の中で土俵にのせて考えることでありますから、そういう点ではいい御提言ではないかと思しますので、そのことも踏まえて進めていければと思っています。

〔9番議員挙手〕

○議長（古田聖人君） 船橋議員。

○9番（船橋義明君） そういうことも頭に置きながら、日曜日、土曜日のことも踏まえてまた検討していただきたいと。ぜひ祭りだけは、このみこだけは続けていきたいという気持ちでいっぱいありますので、できるだけことは我々もやっていきますので、町長に期待しております。ありがとうございました。

○議長（古田聖人君） お諮りいたします。

一般質問の途中ですが、本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでございました。

延会 午後3時30分